

平成26年3月第1回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 平成26年2月26日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 山 口 孝 弘
10番 小 高 良 則
11番 湯 淺 祐 徳
12番 中 田 眞 司
13番 古 場 正 春
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 川 上 雄 次
22番 林 修 三

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多 久 美

市民部参事(事) 国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	武 井 義 行
総務部参事(事) 総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事) 農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事) 道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程 (第3号)

平成26年2月26日(水) 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

監査委員から1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告は終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は5人の議員による個人質問を予定しております。

それでは順次、質問を許します。

最初に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

桜田秀雄です。私は、市政運営、教育行政、道路行政の3点について、質問いたします。

まず最初に、質問事項1、市政運営、市民納骨堂の建設について、お伺いいたします。

高齢化社会。人は年を重ねるごとに、将来の眠りの場を考えるようになります。安くて、明るくて、便利で将来の心配のない場所で眠りたい。それを実現するのが納骨堂という新しい形の霊園です。もともと八街にお住まいの皆さんは、先祖代々の霊園をお持ちだろうと思います。しかし、八街市民の多くは市外からの転入者で、霊園をお持ちではない方がたくさんいらっしゃいます。突然の不幸に遭遇し、備えもなく、高い霊園を買わされたということをよくお聞きします。生活保護世帯の実態や、消費税の引き上げに伴う低所得者への給付対象者1万7千人という数値を見てもわかるように、決して恵まれた環境にないのが八街市民の現状です。

行政が納骨堂をという、違和感があるかも知りません。しかし、子どもがいない、子どもはいるがお嫁に行ってしまった。さまざまな理由で将来、墓地の守り手がないことが明白な家庭がたくさんおられます。会社は経営に失敗しますと、なくなってしまう。農家も後継者がいなければ、やっていけません。人の営みが続く社会が続く限り、その灯が消えないのは役所とお寺さんだけではないでしょうか。行政は新陳代謝を繰り返しながら、お寺さんは後継者がいなくなれば上部組織から新たな住職が派遣される。こうした形で延々と受け継がれます。納骨堂方式なら30万円前後で将来の不安を解消することができ、使用する権利を保障する市民債権等を発行する形で建設すれば、税金の投入を最小限に抑えて建設することも可能であります。市内には、市営富士見住宅という1万2千平米の市有地があります。市有地を活用し、富士見台市民納骨堂の建設を求めるが、いかがか、伺います。

次に、行政と市民による協働の街づくりについて、進捗状況はどのようになっているのか、伺います。

次に、市表彰式、消防出初め式について、お伺いいたします。

一昨年、12月議会の質問で市及び教育委員会の表彰式について、市民表彰と職員の表彰の分離を求め、平成25年度から新たな方式で行うことになりました。ところが、市民を対象にした表彰式が功績表彰とスポーツ功績表彰に分離され、年2回となり、来賓者などの関係者の負担が増す結果となり、また会場の変更に伴い、威厳の感じられない式典になってしまいました。功績表彰は文化の日を中心に、スポーツ功績表彰は競技会の結果を踏まえて、との判断のようでございますけれども、時期等については古い観念論にとらわれることなく、両方を統合し、会場も中央公民館で行うなど、心に残る表彰式にすべきであると思います。また消防出初め式も、時間の短縮を図り、職員及び関係者の負担軽減に努めることを強く求めるが、いかがか、お伺いいたします。

次に、防犯対策について、伺います。

市内の犯罪発生件数の推移はどのようになっているのか。また、さきの12月議会に八街商工会議所、八街自動車教習所、千葉黎明学園の代表者から、防犯カメラ設置に関する要望書が出されておりますけれども、どのように対応されるのか、伺います。

次に、八街市内の犯罪発生件数は、人口比で言うと佐倉市の2.4倍になっています。非常事態を宣言し、まちぐるみで防犯の抑止に取り組むべき時期に来ていると思うが、いかがか、お伺いいたします。

次に、自転車事故による多額の賠償判決が相次いでいます。2月15日発行の広報やちまでも、自転車の交通ルールに関する記事が掲載されておりますけれども、駅自転車駐輪場に左側通行啓蒙看板を掲示し、自転車の交通ルールの啓蒙に取り組むべきと思うが、いかがか、お伺いします。

次に、質問事項2、教育行政について、伺います。

①新教育長の考えるいじめの定義、生涯学習の取り組みの具体策。

②中学生による被災地実習の継続。

③県内の防災無線による下校告知放送の実態と本市の取り組み。

④勢田235の22地先の通学路の防犯・安全対策について、教育委員会としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

最後に、質問事項3、道路行政について、伺います。

市道、住野8号線の舗装の傷みが激しく、修繕を求める声が地元から上がっております。修繕計画についてお伺いし、最初の質問を終わります。

○議長（林 修三君）

桜田議員さん、先ほど教育行政④の通告は勢田335の22なんですけれども、ご発言では235の22と。どちらが。

○桜田秀雄君

335の22。

○議長（林 修三君）

一般通告の方が正しいということですね。ご発言は235ということでしたが。

○桜田秀雄君

失礼しました。

○議長（林 修三君）

335で確認いたしました。

それでは、答弁をお願いします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、市政運営について、答弁いたします。

(1) ①ですが、市内には宗教法人などが経営する墓地あるいは霊園が多数所在しており、その中には近年新設・拡張されたものもあります。また、少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの変化などにより、葬儀や納骨の方法なども多様化していることから、市内には宗派を問わない墓地も数カ所所在しており、そのうち1カ所については納骨堂が併設され、現在も申し込みを受け付けていると伺っております。このため、ご質問のありました市営納骨堂の設置につきましては、現時点では考えておりません。

次に(2) ①ですが、本市における協働のまちづくりにつきましては、平成22年度に八街市協働のまちづくり職員研究会を設置し、調査・研究活動を行うこととし、八街市における市民と行政との協働のまちづくり実態調査や八街市内自治会（区）等の実態調査などを実施してまいりました。また、市職員に対する職員研修会、市民等に対する市民講演会を開催してまいりました。平成24年度には、テーマ・分野別に全8回にわたる市民講座を開催するとともに、市民懇談会を開催いたしました。今年度は、財団法人自治総合センターのシンポジウム助成金を活用し、協働のまちづくりシンポジウム in やちまたを10月6日に開催しましたところ、各方面から125名の参加をいただいたところでございます。これからの少子高齢化、人口減少という社会構造の変化の中で、地域の課題解決のために、市民、NPO法人、ボランティア団体、企業など、さまざまな主体が、公的な分野を含めまして、持続可能な地域社会の形成のために、それぞれの活動が活性化していくことが必要であり、行政や市民などが目的を共有し、相互に補完し合いながら、協力して取り組んでいくことが重要と認識しております。市では、昨年12月9日に、公募市民、各種団体からの推薦者、市職員研究会構成員からなる八街市協働のまちづくり検討会を設置いたしました。この検討会では、本市における協働のまちづくりについての仕組みや推進策などを調査・検討し、本市に適した協働のまちづくりに関する指針案についての検討を進めていただいているところであります。なお、協働のまちづくりに関する条例化等につきましては、この指針が定まった後に検討してまいりたいと考えております。

次に(3)、①ですが、先般、議員の皆様にも文書によりご案内させていただいたところですが、八街市・八街市教育委員会定例表彰式につきましては、受章された皆様がより参加しやすい表彰式となるよう、平成25年度につきましては年2回の開催とさせていただいたところでございます。しかしながら、11月は行事が多いため、表彰式への出席が難しい、年2回の開催になり、来賓など出席者の負担が増した、中央公民館での開催の方が厳粛な感

じがしたなどといったご意見もお寄せいただいております。市では、これらのご意見を真摯に受けとめ、平成26年度以降の表彰式につきましては、中央公民館を会場に、毎年2月の第1日曜日、年1回の開催を原則に、準備を進めてまいりたいと考えております。今後も、受章者やその関係者、ご来賓の皆様がより参加しやすく、記憶に残る表彰式となるよう、改善に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、八街市消防出初め式につきましては、例年1月10日に実施しておりましたが、消防団員の就業形態を考慮し、本年は成人の日に実施いたしました。この消防出初め式につきましては、市内の各消防団や常備消防が一堂に会し、今後1年間の災害防除に努めるための意思の確認、また連帯感や士気を高めるための恒例行事として行っているものでございます。時間短縮を図り、職員及び関係者の負担軽減をとのことでございますが、出初め式の内容につきましても、伝統ある八街市消防団の消防操法の披露や、小隊による規律訓練、また長い間、消防団員として活躍していただいている方々の荣誉ある表彰、来賓の方々からは消防団員の活動に対しねぎらいのご挨拶をいただくなどであるため、これ以上の時間の短縮は難しいと考えます。

なお、本来ならば千葉県知事表彰等、表彰される全ての団員の名前を読み上げさせていただきたいところでございますが、数年前から、寒さの中、整列している団員やご来賓の皆様の負担等を考慮し、代表者のみとさせていただき、時間の短縮を図っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に(4)①ですが、本市の犯罪発生件数につきましては、警察をはじめ、市民、さまざまな関係団体のお力添えをいただいて、平成15年に1千723件あった犯罪件数が、平成23年には1千39件まで減少しております。しかしながら、平成24年には対前年比65件増の1千104件と増加に転じてしまい、平成25年に至っては対前年比137件増の1千241件の犯罪が発生しております。

次に②ですが、本市におきましては、昨年4月から街頭犯罪の抑止とともに、犯罪発生時の警察への情報提供を目的とし、5台の街頭防犯カメラの運用を開始したところでございます。なお、設置箇所の選定にあたりましては、事前に幹部交番と効果的な箇所を検討しており、4月からの運用実績としましては、11件の画像を幹部交番及び佐倉警察署へ提供、捜査活動に活用されております。また、平成25年11月18日付で八街商工会議所会頭、八街自動車教習所代表取締役、千葉黎明学園理事長の3者の連名による、さらなる防犯カメラの増設を求めるとの要望をいただいております。このご要望を受け、平成26年度の当初予算に防犯カメラ2台の設置費を予算計上したところでございます。

次に③ですが、犯罪抑止の主な取り組みといたしましては、例年、10月の千葉県安全で安心なまちづくり旬間の期間中に、警察、防犯ボランティアの方々と協働で、八街駅駐輪場におきまして、自転車の防犯登録の有無や、鍵のかけ忘れなどをチェックし、その結果の札を自転車に付け、注意喚起を行う自転車防犯診断や、市内のスーパーにおいて、来店者の自転車にその場でひたくり防止ネットを装着して啓発を行う、ひたくり防止キャンペーン

の実施。また12月の年末年始特別警戒期間中に、市役所玄関前にて歳末警戒出動式を開催し、その後、参加者全員での夜間パトロールを実施しております。また、警察と市が連携をし、犯罪多発地区における地区の会合に警察官の派遣要請をし、その場で防犯の講話をしていただくことで、地区における防犯意識の向上を図るとともに、新たな防犯ボランティア団体の結成促進を行っております。ほかにも、防災行政無線を活用した啓発活動を行っております。これは犯罪種別ごとに、その犯罪が多発している地区を中心に継続的な啓発を行うとともに、犯罪発生時には、いち早く発生地区に情報を提供することにより、次の犯罪被害を未然に防止しようとするものです。また、これとあわせ、メール配信も実施しております。このほかにも、広報紙による啓発活動を行っており、昨年の10月1日号におきましては防犯特集なども行っております。また、平成20年度からは、青色回転灯付き防犯パトロール車によるパトロールを実施しており、昨年4月からは、ひたくり発生地区における防犯カメラの運用も開始しております。今後も犯罪抑止に向け、警察をはじめ、市民、さまざまな関係団体との協力体制を強化し、防犯活動に努めてまいりたいと考えております。

次に④ですが、昨年12月1日に改正道路交通法が施行され、自転車などの軽車両は、これまで歩道がない道路では左側、右側、どちらの路側帯も通行することができるとされてきましたが、改正後は進路方向左側の路側帯に限定されました。これは、自転車での事故で最も多いのが出会い頭による事故であったため、左側の路側帯に限定するものです。また、違反した場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金が課せられます。本市としての周知方法といたしましては、既に市広報紙及びホームページで啓発しているところであり、また、交通安全ルールの修得には小さい頃からの交通安全教育が重要と考え、例年4月から5月にかけて、市内の全幼稚園、保育園、小・中学校を対象として開催している交通安全教室の中で周知徹底してまいりたいと考えております。

次に質問事項3、道路事業について、答弁いたします。

現地を確認したところ、路面に亀裂が生じている箇所が多数あり、アスファルトがはがれ、穴があいている箇所もありました。ご指摘の住野8号線は主要地方道富里酒々井線から北へ向かう行きどまりの道路で、交通量が少ないため、路面の亀裂につきましては、今すぐ補修しなければならないような状況ではないと考えております。なお、穴があいている箇所など、通行に際し危険である部分につきましては、補修を実施してまいります。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項2、教育行政について、答弁いたします。

(1) ①ですが、いじめとは、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより精神的苦痛を感じたものであり、人権問題としても捉えております。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、いじめは絶対に許さない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどこの学校でも起こり得るとの認識を持ち、教育委員会、学校、保護者、地域、関係機関が一丸となって対処しなければならないことだと強く認識しております。本市においても、各学校は毎学期1回、定期的教育相談を実施し、教育相談の前には保護者を含

めたアンケート調査を行い、学校生活に関する質問に児童・生徒が回答し、いじめの早期発見・早期対応に努めております。また先日、いじめ防止対策推進法を受け、学校いじめ防止基本方針を策定し、全教職員に対して研修会も実施いたしました。教育委員会としましては、これまで以上に児童・生徒が自分の悩みを抱え込まず、相談できる体制作りと、いじめの早期発見・早期対応に取り組んでまいりたいと思います。

生涯学習においては、本市では平成11年に策定した八街市生涯学習推進計画に基づき、八街市総合計画2005第2次基本計画、八街市教育施策の中で生涯学習を推進しているところでございます。人々の価値観は多様化しており、生きがいを持って、豊かで充実した人生を送るため、知識や技術の習得を希望する人が非常に増えております。このような中、高齢者を対象とした高齢者学級、高等学校の施設と教育力を活かした講座、連合婦人会と共催で実施する女性研修会等を実施するとともに、生涯学習の拠点となる中央公民館では、年齢層を考慮した幅広い講座や教室の提供に努め、平成26年度には新たに成人向けに美文字講座やヨガ教室、小学生向けにダンス教室の開催を予定しております。また、市、教育委員会、社会福祉協議会、JAや商工会議所等が実施している市民が参加できる学習情報を収集し、生涯学習ガイド、こうみんかんだより、図書館だより、そしてホームページにより発信して、自由に学習機会を選択して学べるように支援してまいりたいと思います。

次に②ですが、災害ボランティア活動として、本年度、八街北中学校が2回にわたり、東日本大震災の被災地である宮城県での活動を行いました。参加した生徒の活動報告によると、自分たちにできることをこれからも続けていきたいという強い思いを育んだことがわかりました。このような機会を得たことで、人とのつながりやかけがえのない体験を得られたことは、有意義な活動であったと思います。これからも今回の成果を活かし、実施可能なボランティア活動を工夫しながら継続していきたいと考え、来年度におきましては、八街南中学校の被災地ボランティア活動を計画しております。

次に③ですが、現在、本市では防災無線を通して午後5時に、子どもたちに時刻がわかるメロディーを流しておりますが、下校の告知は行っておりません。近隣では、佐倉市や成田市、四街道市、東金市、芝山町が一定の時刻に下校の告知を行っております。防災無線を使った下校告知は、地域全体の安全意識が向上するなどの効果が期待できます。ただし、各学校の下校時刻は同じではなく、低学年と高学年においても1時間近く下校時刻にずれがあります。下校時刻については、各学校ともに保護者や学校支援ボランティアの見守り隊の方々に十分周知しているところです。こうした観点から、教育委員会としましては、防災無線による下校の告知については、現在、予定しておりませんが、その必要性も含めて、今後、関係部署と十分に協議し、検討をしてまいりたいと考えております。

次に④ですが、通学路の安全対策は、交通事故防止、不審者対策という点から、教育委員会と各学校が定期的に安全点検やパトロールを実施しております。また、地域の学校支援ボランティアの方々に、児童・生徒の登下校の安全を見守っていただいております。しかし、学校によっては、勢田地区のように人通りが少なく、大人の目が行き届かない細い道を通学

路としなければならない場合もあります。教育委員会としましては、児童・生徒の安全を第一に考え、朝の集団登校、帰りについては複数下校をするように、注意喚起を図っております。また、街灯が少なく、登下校において危険と思われる場所については、各地区と防災課が協議し、防犯灯を毎年、増設しているところです。教育委員会としましては、これからも学校や地域との連携をさらに充実させ、防犯灯の設置も含め、通学路の安全対策の強化を図ってまいります。

○桜田秀雄君

時間がありませんけれども、教員養成について、教育長にお伺いいたします。

誰でも得意な科目、あるいは不得意な科目があるかと思えます。ある子どもが得意な国語のテストの中で、ほとんど回答し終わった。しかし、どうしても1、2問わからない。ということで、時間が余ったので英語で回答した。教育長は先生上がりでございますけれども、もし今、現役の先生でしたら、このテストに対してどういう採点をして、どういう指導をされるか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

その問題に関しまして、詳細にちょっと今は理解できておりませんが、私が教員上がりということで質問があったと思いますが、私であればその子どもに英語で書いた真意を確かめた上で、その内容が合っていれば、その時点で考えたいなと思っております。

○桜田秀雄君

この中学生は、本人は90点ぐらいとれただろうと思っていました。ところが返された答案用紙は0点でした。よほどショックを受けたのだと思うんですが、うちへ帰るなり、かばんを床にたたき付けて、もう明日から学校へ行かないと、こう宣言して、それ以来、登校拒否になってしまいました。先日の不登校、長期欠席に対する質問に対して、家庭への目配りが大切だと教育長はおっしゃいました。しかしこれでは取り付く島もないと、私は勝手に思うんですね。

教育長は1月15日の広報やちまたで、子どもたちの自尊心を高め、たくましく生きる力の育成を説き、まちぐるみで子育てに挑戦する八街市を作るんだ。このように述べておられます。子どもたちの自尊心を高めることと、いじめは表裏一体の関係にある。このように私は思います。今述べた事例は、教師自らが子どもの自尊心を奪いとり、教師によっていじめ、不登校になったと、私は考えておりますけれども、教育長はどう考えますか。

○教育長（加曾利佳信君）

今、議員からご指摘がありましたことについてはこの後で審議し、そして詳細について私の方で責任を持って調べさせていただきます。その上で、私の方でそういうことがいじめにつながる問題なのかどうか把握させていただいた上で、適切にその学校及び、その答案を採点した者に対して、内容について私の方で把握して、必要があるとすれば私の方で指導したいと思えます。

○桜田秀雄君

八街市は、昨日の答弁の中でもありましたように、不登校児童の多いまちでございます。ある50軒ほどの団地の住民の方から、うちの団地には3人、不登校から、そして今は20代、30代になっても仕事につけないでいる人がいる。こういう話を聞きました。私は大変にショッキングな話だと思いました。中学校で不登校のまま卒業されたお子さんは、ここ5年間で何人ぐらいおられますか。

○教育長（加曾利佳信君）

この5年間で中学校を30日以上欠席して卒業した者は、平成20年度が79名、21年度が89名、22年が67名、23年は76名、24年が68名となっております。

○桜田秀雄君

文部科学省によると、中学生を対象とした調査によると不登校になったきっかけ、これは無気力が26.4パーセント。不安などの情緒不安定・混乱、これが25.1パーセント。以下、友人関係、遊び、あるいは学業の不振、こうしたことから無気力になっていく。こう報告されています。この中には先ほどの実例のように教師の配慮のなさから気力を失い、不登校に追いやられた子どもも多いはずです。学校は卒業式が終わって、また新たな子どもたちを迎え入れます。と同時に、義務教育を終えた子どもたちに対して責任をとることはありません。これは本当に教育界として実にむごいと言わざるを得ません。解決の糸口を探るためには検証することが最も重要であると思えますけれども、義務教育終了後から成人まで、この間にこうした子どもたちのケアをする、そういう組織というものはあるのでしょうか。

○教育長（加曾利佳信君）

八街市教育委員会といたしましては卒業した後も、ナチュラル等の指導員を通しまして、しばらくの間、追跡はしております。そして必要とあれば指導も加えるようにしてございます。ただ、それからしばらくの間、大人になった部分に関してまでは、ちょっと現実問題として把握しておりませんが、私の知る限り、NPOさん等でその辺の相談の窓口があるということは認識しております。県の施設としても、そういうところはございますし、電話相談の窓口があることも承知しております。

○桜田秀雄君

教育長もご存じだと思いますけれども、佐倉市に染井野小学校というのがあります。私も縁がありまして、ゲストティーチャーとして数年間、教壇に立ったことがあります。教室と廊下の間仕切りもあそこはありませんね。本当に開放的で、子どもたちも伸び伸びと育っており、何か八街の学校とは違うなど、こういう思いをしたことがあります。人格形成途上の子どもたちがいじめや、そうした先生方のちょっとした配慮のなさで転ばないように、細心の注意と気配りが求められる。私はこのように考えております。ぜひ、新しい教育長、市長の弁で言いますと情熱の人であると、こういうことをおっしゃられておりました。情熱を持って、ぜひこうした問題に取り組んでいただきたい。このように考えます。

話はちょっと変わりますけれども、先日、教育振興大会がありました。以前、本大会に作家の落合恵子さん、これがお見えになりました。私はちょっと機会があったものですから、

壇上の方から会場に、桜田さん、お見えですかという声をかけていただきました。八街に住んでいることを覚えていてくれたんだと、こういうことで大変うれしい思いをしたわけですが、大人でもこうした気配りで、ちょっとした気配りなんですけれども、大変感動するものです。

今回は、福島県県民栄誉賞第1号であります、私の隣町の田部井先生でした。現在、埼玉県川越市にお住まいとお伺いしておりますけれども、遠くからお越しいただいた。そういう意味で、先生に感謝を込めて、講演の終了後に司会者からでも先生にお渡しいただければありがたいと、先生も喜ぶんじゃないかなと、こういう思いで、僭越ではございますけれども花束を用意させていただき、受付の方に託させていただきました。送り主の名前を伏せても結構ですけれども、壇上で先生にお渡しすれば先生も喜ばれ、参加者も主催者の気配りに感動されただろう。このように思います。

北村市長は気配りの人です。私からすると気配りし過ぎるんじゃないかなと、このぐらいに思いますけれども、教育委員会は気配りに欠けているのではないかな。このように私は感じました。そうした体質が教師による子どものいじめや不登校児童を生み出し、市民を苦しめている。私はこのように考えているんです。教育長、ぜひ、教育界の派閥、力学にとらわれず、情熱を持って、市民から信頼される教育行政の確立に全力を挙げていただきたい。このように思うんですが、再度、答弁を望みます。

○教育長（加曾利佳信君）

私の教師時代からのモットーといたしまして、いま一つの気配りというのが私の根底にございます。教育委員会に入りましても、いま一つの気配りというのを各部署、各職員に徹底するように、今後も指導してまいります。

○桜田秀雄君

よろしく願いいたします。

時間がありませんけれども、防犯対策について、お伺いいたします。

先ほど答弁がありましたように、現在5台の防犯カメラが稼働しておりまして、新たに2台ということで7台になります。まだまだ足りないと思いますけれども、予算の許す範囲でこれからも増設していただきたい、このように思います。防犯灯の設置理由について、1つは防犯の抑止力、もう一つは犯罪捜査への協力が挙げられると思います。先ほど協力は11件と、ちょっとお聞きしましたけれども。

おととい、成田市の成田山参道を歩いていましたら、道路に縦横約1メートルあろうかなと思いますけれども、防犯カメラのイラストの入った、そしてここに防犯カメラがありますよと、こういうステッカーが貼られていました。これはいいなと思ったんですけれども。

八街市に現在ある防犯カメラ、これにはそうした防犯カメラの位置は表示されていないのかなと思いますけれども、担当として表示した方がいいのか、それとも市民からわからない方が抑止力につながるのか、その辺はどんな考えをお持ちですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この防犯カメラにつきましては、一応その場所について告示なりをするというようなことで私としては記憶しておりますが、その現場に「防犯カメラがあります、設置中、稼働中ですよ」というようなものについては、たしか、現在では表示していないと思います。ただ、その効果というのは、どちらの方がいいのかというのは非常に難しい問題なのかなと思います。今言われたようなことも含めまして、平成26年度に2台増設するというございますので、その辺も含めまして検討させていただきたいなというふうに考えます。

○桜田秀雄君

八街十字路に1台あります。あるというので、僕も探しました。そうしたら、ありました。やはり犯罪の抑止力、これが最も重要であろうと私は思うんです。そういう意味では防犯灯の柱にそうした看板を付けるなり、あるいは青色回転灯などを付けて置いた方が、より一層の犯罪の抑止力につながる。このように思うんですが、その辺をぜひとも検討していただきたい。このことをお願いしておきます。

時間が来ましたので、これで終わります。

○議長（林 修三君）

以上で桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、山口孝弘議員の個人質問を許します。

○山口孝弘君

誠和会の山口孝弘でございます。

北村市長におかれましては昨日、次期市長選挙において出馬表明されました。さらなる八街の発展への熱意と受けとめさせていただきました。まだ任期が残されておりますので、八街のトップとしての手腕をご期待申し上げます。

また、先日発生いたしました記録的な大雪により被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。八街でも200を超えるハウスの倒壊が確認されております。国、県の動向を注視しながら、迅速な対応をお願い申し上げます。

災害はいつ何時発生するかわかりません。日々の意識を高めることで被害を最小限に抑えることができます。そういった思いから、通告に基づきまして質問させていただきます。

まず初めに、質問事項1、安心・安全・災害に強い街・人づくり。

要旨（1）総合防災訓練について、質問させていただきます。

東日本大震災から3年がたとうとしております。いまだに復興にはほど遠い現状ではありますが、我々はあの震災を通じて、危機管理に対しての甘さを痛感したわけでございます。このたび、昨年修正された八街市地域防災計画に基づき、初となる、市役所と地域等による総合防災訓練が、去る2月16日に実施されました。

まず、訓練の内容と目的について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

2月16日に実施いたしました平成25年度八街市総合防災訓練につきましては、災害対

策基本法第48条に基づき、千葉県地域防災計画並びに八街市地域防災計画に定める訓練を、市、防災関係機関、団体及び市民が相互に緊密な連携を図りながら実施することで災害時における応急対策を迅速かつ的確に実施することができるよう、防災体制の確立を図るとともに、市民の防災意識の高揚を図ることを目的として実施したものでございます。

なお、今回は同じテーマのもとで、職員を対象とした訓練と、市民を対象とした訓練を同時に実施いたしました。今後はそれぞれのテーマを決めて、毎年実施してまいりたいと考えております。また、市民を対象とした訓練につきましては、毎年地域を変えて、全ての地域の住民が参加できるようにすることで、市民全体の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○山口孝弘君

私も訓練の様子を見させていただきました。より緊張感を持って、実践的な訓練が今後さらに必要だと考えます。今回の反省を踏まえて、実践的という観点からはどのように考えるのか。

また、過去の例を見ますと、東日本大震災、台風26号、大雪といった際も、どうしても現場の対応に追われて、情報収集がおろそかになっているのではないかという印象がございます。迅速な対応をするために、徹底した情報収集が今後必要だと私は考えます。このことについてはどのように訓練されていくのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回、初めての防災訓練ということで、ただいまご指摘がありましたように、なかなかうまくいかなかった部分があったということで、この反省を踏まえてこれからは活かしていければなど。これが総合的な感想でございますけれども。

その中で今ご指摘がありましたように情報収集の話でございますが、今回の1つのテーマとして情報収集、それから伝達訓練というのがあったわけなんです。今回の情報収集に関しましては、あらかじめ被害の程度を設定いたしまして、それについて報告してもらうというような形で行ったものでございまして、改めてそこで情報収集するというような作業、ここは訓練に加えておりませんでした。おっしゃるとおり、情報収集は非常に大事なことでございますので、先ほど市長から答弁を差し上げましたように、今後はテーマを変えて、いろんなテーマ、いろんな角度から訓練を継続して行いたいというふうに考えておりますので、ご指摘のあったような情報収集訓練、これについてもテーマとして設定して訓練していきたいというふうに思っております。

それに加えて、情報収集の方法といたしましてはなかなか、職員はどうしても現場作業に追われてしまうということがございますので、なかなか収集班、情報班というのがあっても情報収集だけに走るわけにはいかない。どうしても伝達を受ける側に立ってしまうということになります。そこでやはり地域の方々の協力が必要なのかなということを実感しております。例えば地区の、地域の情報を十分把握しております区長さんであるとか、ここにいらっしゃる議員さんであるとか、そういった方のお力をかりながら情報収集に努めてい

けるような、そういった体制も整えていく必要があるんだろうなというふうに考えているところでございます。

○山口孝弘君

今回想定されました設定は、午前6時50分頃、八街市内で震度6強を観測する強い地震が発生。震源地は房総沖、約120キロ。地震の規模を示すマグニチュードは8.3と推定。ここからが重要なんですが、この地震による激しい揺れによって、市内の至るところで家屋の倒壊や火災が発生し、多数の負傷者が出るとともに電話、電気、上下水道等のライフラインに甚大な被害が発生したという設定で、今回は訓練されました。そこで、その被害を受け、7時30分に災害対策本部を設置したという訓練でございましたが。

先ほど部長が答弁されました情報収集については、これだけはっきりとした設定をされたわけですから、今後の訓練としては電気が通じるかとか。今回は普通に電話で通話されたりしていましたが、本来であれば、これだけの被害ですから電気は来ないだろうと思うわけです。例えば市役所で訓練される際には非常用電源の形をとるとか、本当に実践に近い訓練の手法、もしくは情報伝達手段というところも実践に近い形でやらなければ、本当の意味での訓練にはならないだろうと私は思います。職員の姿を見させていただきましたが、職員間の意識の高さ、意識を高めるということも、今後、私としては必要ではないかと思っております。

そういった意味で、次の質問に入りますが、要旨(2)災害に対する市職員の意識の高揚について、高めていく必要があると私は思っております。そのことについて、質問をお願い申し上げます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今回の防災訓練では職員を対象とした非常招集訓練、情報伝達訓練、市災害対策本部の事務分掌に基づく各班での災害対応に関するミーティングを実施したところであり、職員の防災意識の高揚を図る上で、一定の効果があったものと考えております。今後は、それぞれの班が災害発生時に迅速に体制を整え、災害対応ができるようにすることを目標に、資料の配付、説明会、防災訓練、研修会など、さまざまな方法を通じまして職員の防災意識の高揚をさらに図ってまいりたいと考えております。

なお、その一環といたしまして、3月中に説明会を実施し、職員携帯用の災害時行動マニュアルを職員全員に配布する予定でございます。

○山口孝弘君

先ほど答弁されたように、3月中に災害時行動マニュアルを配布するということは理解できました。

今回の記録的な大雪の際には、道路河川課の職員の皆様が昼夜を徹して除雪作業等を行ってくださり、最小限に被害を食い止めてくださったことに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。このように迅速にさまざま対応されることが、職員一人ひとりの意識を

高めていく上で大事であり、八街市職員として使命感を持って職務を遂行されるということが非常に大事だと私は思います。こういった意味では、研修、訓練は非常に重要な要素になります。

例えば、被災地、東日本大震災で住民のために昼夜を徹して、市民の、住民の命を守るために職員、いっぱいいらっしゃいます、そういったところへ研修に行ったり、もしくは被災地からそういった講師の方をお呼びして、市職員の意識を高めるために研修を行うことについてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘のように、実際に災害のあった現地へ赴いて実態を目のあたりにする、いろいろお話を聞く、またそちらの方から実際に体験された方のお話を聞くというのは非常に効果、それから意識高揚といった意味からも有意義なものがあるというふうに十分認識しております。その辺につきましては改めて、また検討させていただきたいと思います。

それからあとは、やはりお話にありましたように、実際に体験されている方のお話を聞くということの重要性、方法としては今お話にあったように、災害にあった方のお話を聞くという方法もございますし、例えばちょっと私の記憶では県の方でも防災アドバイザーの派遣事業のようなものがあるというふうに記憶しているんですが、そういった方を派遣いただいて、実態に即した指導をしていただく。それから私が個人的に地域で防災訓練を受けたときに、たしか千葉県防災士会というところがあって、そこから職員を派遣していただいて、いろいろお話を聞かせていただいたり、実地訓練を受けたりというようなことがございました。そういったことも含めて、訓練にそういった方に立ち会っていただいて、訓練内容についてもいろいろご指導いただくとか、そういったことの検討、考え方も必要ではないかというふうに思っておりますので、その辺についてはご提言を受けとめさせていただいて、十分に研究、検討させていただきたいというふうに思います。

○山口孝弘君

ぜひともよろしく願い申し上げます。

次に質問事項3、区や自治会単位の防災意識の高揚について、質問させていただきます。

今回、総合防災訓練ではスポーツプラザにおいて、希望ヶ丘区の皆様のご協力のもと、訓練が行われましたが、自主防災組織が結成されているということもあり、意識の高さに大変感心させていただきました。毎年、少しずつではありますが、防災、減災に対する意識が八街市全体で高まり、地域の力を感じるようになりました。それと並行して、地域格差も感じるようになっております。八街市の全ての住民が防災、減災の意識を高める必要性がございます。そこで区や自治会単位の防災意識をどのように高めていくのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

今年度、初めて市民参加によります平成25年度八街市総合防災訓練を実施したところですが、今後も、開催する地域を変えながら、毎年同様の防災訓練を実施する予定であ

りますので、この防災訓練に地域の住民や各行政区の役員等に積極的に参加していただけるようにしたいと考えております。

また、区が自主的に実施している防災活動といたしましては、泉台区、みどり台区及び榎戸区が合同で実施している八街北地区の防災訓練、三区を中心に、四区、五区、ライオンズガーデン区及び東吉田区との合同で実施している実住中央地区の防災フォーラム、富山区が実施している防災訓練、地域の防災活動を行うために設立している六区地区の福祉フォーラム等がございます。本市といたしましては、今年度、初めて八街北地区の防災訓練を後援いたしましたので、今後も、区等が自主的に実施する防災活動に対して、積極的に支援をしていきたいと考えております。

このほかの取り組みといたしましては、八街市避難所運営マニュアルを策定するため、各小学校区にある地区の社会福祉協議会等を通じて地域の会合に出席し、地域の役員等に避難所運営マニュアルの説明を行っております。この会合の場におきまして、地域住民の避難所運営への協力をお願いするとともに、住民の皆様からの率直なご意見をいただけるよう、お願いしているところでございます。

本市といたしましては、以上のように防災訓練の実施、区が自主的に実施する防災活動の援助及び地域の会合への出席等を通じて、区や自治会防災意識の高揚を図るとともに、市民との信頼関係を築いてまいりたいと考えております。また、今後は地域の会合等の場において、自主防災組織の結成の必要性についても十分説明し、地域住民の理解を得ることで、自主防災組織の結成促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、いろんな意味で、住民あるいは区からの防災意識高揚という中で、いろいろな意味での参考資料といたしまして、昨日でございますけれども、加藤議員より塩釜市の東日本大震災における区、自治会あるいは地域住民の対応、あるいは、ほかの被災地の対応等につきまして大変貴重な資料を提供していただきました。それらの資料につきましてもしっかりと十分検証し、八街市のためになるように研究する材料といたしまして、考えております。本当に心から敬意を表する次第でございます。

○議長（林 修三君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時09分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

石井孝昭議員より、一般質問するにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告は終わります。

続いて、浅羽総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほどの桜田議員さんの質問の中で、私の答弁誤りがありましたので訂正させていただきます。

防犯カメラの表示の件でございますけれども、防犯カメラ作動中というような表示はしてございますので、ここで訂正させていただきます。

○議長（林 修三君）

それでは、会議を続けます。

○山口孝弘君

続けさせていただきます。

先ほどの市長答弁では、避難所運営マニュアルを作成するという話を伺いました。これについては作成する時期、いつぐらいを目途に配付する予定なのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

避難所運営マニュアルにつきましては、先ほど市長からもご答弁を差し上げたとおり、各地域の状況、この辺も確認する必要があり、またご意見もいただく必要があるということで、今鋭意、各地域に出向いて、いろいろなお話し合いをさせていただいているところでございます。時間につきましてはもう少し必要だということになりますので、本年度中につきましては策定が難しいというふうに考えておりますが、来年度、平成26年度の早い時期に策定したいというふうに考えております。

○山口孝弘君

ぜひともよろしくお願い申し上げます。

災害時は他人の力に頼らず、まず自らの力で行動する自助が大事でございます。そして次には共助、家族や仲間、地域で助け合うことが必要でございます。そして最後に公助、行政が支援する。自助、共助、公助、この順番を間違えることなく理解していただくということが防災、減災につながり、重要でございます。

特に、東日本大震災の時には停電にならなかった地域がございます。こういった地域は自主防災組織の立ち上げや訓練などを行っていない現状がございます。自主防災組織への助成、設立時に活動資機材費として上限50万円の補助を行っているわけですが、区長会や、ホームページ等で情報の周知、設立しやすい状況を構築していくことが大事であると思っておりますが、そのことについて、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

おっしゃるとおり、災害時の地域における相互協力、いわゆる共助の意識を高めて、自発的に活動する組織ということで自主防災組織の担う役割というのは非常に大きいものがあると思っております。残念ながら、まだ私どもの市では非常に少ないというような状況でございますが、ぜひ、この設立促進を図りたいというふうに考えているところでございます。

そのためにはまず自主防災組織の活動への関心を持っていただくということであるとか、

ただいまお話にありましたように補助金がありますよ、こういったものに使えますよという
ようなこと、これらをお伝えすることが大事なことだろうなというふうに思っておりますの
で、ただいま、避難所運営マニュアルを作成するための意見交換ということで各地域に出向
いているというような状況もございます。それから地域での防災フォーラムであるとか、い
ろいろな訓練、ここに職員が出向いているということがございますので、そういった機会を
利用して、その辺の周知を進めていきたいというふうに考えておりますし、また、年度が変
わって、4月には区長会がございまして、広報等での周知も当然していくわけですが、
も、直接お話することによって伝わりやすいというところがございまして、ぜひ区長会
の方でもそういったお話をさせていただいて、自主防災組織の設立促進を図っていきたく
いうふうに考えております。

○山口孝弘君

話を各地域で伺っておりますと、そういう備品等、施設整備を我々の地域で何とかしたい
んだという地域がございました。なかなかそういう助成を知らない方が多くいらっしゃるよ
うで、自主防災組織を立ち上げれば、こういった助成を受けられますよという話はさせてい
ただきました。やはり周知していかなければ自主防災組織を立ち上げることはなかなか難
しいだろうと考えますので、ぜひともよろしく願い申し上げます。

市長答弁でも先ほどございましたが、総合防災訓練を毎年行っただきまして、それと
あわせて地域の訓練も行っておりますので、備品とか備蓄の整備もあわせてお願い申し上
げます。

次に、要旨（４）少年消防団の結成について、質問させていただきます。

先日、常任委員会の行政視察で神奈川県大和市を視察させていただきました。大和市では
市内在住の小学校４年生から６年生を対象に、少年消防団を結成しております。団の目的と
しては、防火・防災のさまざまな体験、学校組織とは違う新たな団体行動により、災害のな
い社会作りに貢献することを目指し、防災マナーを身に付けた社会人を育成することを目的
に、平成５年７月に結成されております。土曜日、日曜日や夏休み、冬休みなどに規律訓練、
広報活動、清掃活動、応急手当訓練、ロープワーク、消火器の取り扱い、そして消防出初め
式に出向いて、日頃行っている訓練の披露を行っている。年間２０回程度、訓練を行って
いるようでございます。毎年の少年消防団への新入団募集受付も応募が大変殺到しているよ
うで、１００名を超える新入団者がいると伺っております。本市においては消防団の減少に打
開策をなかなか見出せないという現状がございまして、少年期から地域防災を理解し、消防活
動に対する理解や必要性を得られるメリットがあると私は考えます。

そこで、少年消防団の結成を本市でも考えていくべきではないかと思っておりますが、お伺い
いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

少年消防クラブにつきましては、主に１０歳から１５歳までの少年・少女で構成されてお

り、平成24年5月1日現在で、全国で4千749団体、約42万人がクラブ員として、同世代の防災リーダーとして、また地域防災の担い手へと育成し、活躍している団体でございます。

地域防災につきましては、全国的にも、また本市におきましても同様に、少子高齢化に伴う人口減少や地域コミュニティの弱体化、住民意識の変化などにより、災害に強い安全・安心な社会を作るための総合的な防災力の向上を図る上で、課題が生じてきております。こうした課題に対し、将来の地域防災を担う人材の育成につながる少年消防クラブについては、本市の地域防災の活性化を図る上で重要であると考えます。

なお、結成するにあたりましては、一団体を学校区ごとの規模にするのか、また指導者の問題や、保護者の方々のご協力なくしては難しいと考えますので、今回、八街市議会におきまして視察研修されました神奈川県大和市をはじめとする、少年消防クラブを結成している自治体等を調査研究してまいりたいと考えます。

○山口孝弘君

ぜひとも研究を重ねていただきたいと思いますが、費用も年間約100万円で済むと。低コストで最大の効果が期待できるというお話を伺いました。やっぱり少年期から消防に対する理解、防災に対する理解を深めることによって、それが親に伝えられ、それが地域防災の力になると私は思います。ぜひともご検討をよろしくお願いいたします。

次に、質問事項2、魅力ある街づくりについて、質問させていただきます。

現在、さまざまな市町村で魅力ある街づくりを目指して、独創的な発想と、古きよき伝統、今ある資源を大切にしながら進められております。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、成田空港と東京間の流れがますます活性化することは確実でございます。八街市としても絶好の機会として捉え、最大限の努力をお願い申し上げます。

そこで、八街市として考える魅力ある街づくりとはどのように考えるのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市総合計画2005における基本構想では、街づくりの基本理念を「ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心やすらぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます」としており、本市の将来都市像を「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」としています。あわせて、将来都市像の具体化・実現に向けて、やちまた「八つの街づくり」宣言をまちづくりのテーマとして掲げています。

また、第2次基本計画においては、重要課題を進めるにあたっては、横断的に関連する施策を連携させ、相乗効果を生じさせることを狙いとし、4つのリーディングプランを策定しており、安心快適プランとしては、「暮らしの安心を確保します」、「快適環境の確保に努めます」とし、魅力創造プランとしては「利便性の高い道路ネットワークを構築します」、「快適で八街らしい市街地の形成を進めます」とし、次代の人作りプランとしては、

「子育て家庭への支援に努めます」、「学校と地域社会との交流を推進します」とし、市民との協働プランとしては、「地域への愛着感を基調とした協働型まちづくりの基礎を整えます」、「効率的で質の高い行財政システムを構築します」と掲げております。こうした基本構想や基本計画などに掲げるプラン、そして、それに基づく各種施策の実現に努めていくこと、また、市民の皆様一人ひとりが地域を愛し、自らの思う魅力あるまちづくりに向けて一歩一歩取り組んでいくことの積み重ねが、本市の魅力あるまちづくりにつながっていくものと考えております。

○山口孝弘君

千葉県では成田国際空港の持つ高いポテンシャルを活用して、オール千葉が一丸となって千葉県経済の活性化を進めるべく、成田空港促進協議会が設立されました。近隣自治体との連携により、魅力を引き出して、活性化させる一助として期待されております。

そこで、要旨（２）でございますが、今ある資源、この八街市の資源を積極的に活用、そしてPRしていくことにより、まちの活性化につながるのではないかと考えますが、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市には全国に誇れる豊かな農産物があります。特に千葉県の落花生は全国的に知られており、その中でも八街産落花生は地域ブランドとして商標登録されております。また、落花生以外でも、スイカ、ニンジン、サトイモ、ショウガ、サツマイモ、ダイコン等が特産として挙げられます。また、農産物を活用した商品もあり、JAいんばでは、ニンジンジュースの販売に力を入れております。最近では、落花生を使用した和風マドレーヌを販売する菓子店もあります。農産物にも関連するところではありますが、市内には観光農園が点在しておりますので、季節により、落花生掘りやイチゴ狩り、サツマイモ掘り、ブルーベリー狩りなどが楽しめます。このような恵まれた地域資源が本市にはございますので、市といたしましても継続して情報発信を行ってまいりますし、私自身が八街のトップセールスマンとして、さらに積極的に活動してまいります。

○山口孝弘君

先ほどの市長答弁でもありましたが、農業についてはもちろんでございます。

例えば、用草にある桜並木でありますとか田園風景、歴史的価値のある野馬土手、開拓の祖として今回、郷土資料館において企画展が行われておりますが、西村郡司翁の功績であったりとか、東日本で1つしか見つかっていない重要文化財である山邊郡印が見つかるなど、歴史と文化、自然豊かな土地でございます。

そのほかには、産業祭や各種イベントが多く開催されており、何といたってもボランティア精神あふれるバイタリティのある人材が多くいらっしゃるというのもすばらしい資源でございます。ないものを生み出すことより、今ある資源を積極的に伸ばしていくことが必要だと感じます。

しかしながら、今の現状を見てまいりますと、それらを一括してPRする組織がございません。例えばパソコンで検索しても、各課が個々でPRして、一つ一つ探さなければ、なかなかそこまでたどり着かないといった現状でございます。

多くの自治体ではシティセールス戦略プランなどを立ち上げて、努力されております。八街の魅力を1つにまとめて集約した形で、目を見て、行ってみたいと思えるような戦略が、今後必要だと思いますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

議員さんがおっしゃるように、確かに当市ではシティセールスを進めていくような課というのはございません。今の職員状況等を見ますと、なかなか組織の細分化というのは難しいのかなというふうに考えているところです。しかしながら八街の魅力、本市の魅力を外にPRしていく必要性というのは、今議会でも、市長からも何度もご答弁を差し上げているところでございます。

そういったことでの取り組みの1つとして、八街マップというものがございますが、八街マップは地図の大手の会社、民間の会社、ゼンリンという会社なんです。その会社との官民共同ということで、広告を掲載することによって無料で作成して配布するといったような作業を進めております。これは翌年度、来年度になるわけでございますけれども。その八街マップの中では名所旧跡であるとか、避難場所であるとか、そういったものも地図上で一目でわかるような形になるはずでございます。なかなか、例えばパソコンであるとかといったものについては高齢者が使いにくいというような状況がありますので、こういう時代ではあります。そういった紙媒体も1つの重要な手段であるというふうに考えているところです。

いずれにしても、こういったIT化が進んでいるということもありますので、ホームページについてはより見やすく、あるいは新しい手段、サービスとして先日来、出ていますようにSNS、こういったものの活用も含めて、広く情報発信していけるような手段について考えていきたいというふうに思っています。

○山口孝弘君

八街マップでございますが、ぜひとも進めていただきたいと思っております。

戦略としては、これから2020年に向けて、日本国内のみならず世界各国から八街市に来られるチャンスがございます。そういった意味でも広く周知できるような方法も考えていかなければなりません。例えば、先ほどSNSという話もありましたが、役所だけで、市役所だけでやるという形ではなくて、ぜひとも八街市民の皆様を巻き込んだ形で魅力を発信するというような手法も考えていただきたいと思えます。

また、市役所ロビーとかを活用して、八街市の魅力はこういうものですよという映像を流せれば、本来はいいなと思っております。ぜひともそういった手法も考えていただきたいと思えます。

次に、八街市の魅力として忘れてはならないのが、八街市のイメージキャラクターであるピーちゃん・ナッチャんでございます。ゆるキャラブームが到来する以前から先駆者として

活躍し、昨年は市から特別住民票が渡されるなど、八街市民にとっても愛されたキャラクターであると私は思っております。広く、多くの方に知っていただきまして、八街市をぜひともピーちゃん・ナッチャンが先頭に立って、市長も含めてですけれども、頑張っていたきたいと思っておりますが、やはり八街市の魅力として、ゆるキャラグランプリというものがある、なかなか上位に食い込めないという現状がございます。できれば八街市民全体を巻き込んだ形でピーちゃん・ナッチャンの知名度が上がることによって、八街市の魅力も上がっていくと、それだけの力がゆるキャラには備わっていると、私は思っております。

そこで、要旨（3）八街市のイメージキャラクター「ピーちゃん・ナッチャン」のさらなる活用についてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市のイメージキャラクター「ピーちゃん・ナッチャン」は、平成元年度に国の「自ら考え自ら行う地域づくり事業」、いわゆる、ふるさと創生1億円事業の一環として、当時の八街町において、八街をPRする事業を実施する中で製作し、デビューを果たしたものであります。近年のご当地キャラクターのブームから、多くの地域でキャラクターが作られるようになりましたが、本市のピーちゃん・ナッチャンは、全国のキャラクターの先駆けともいえます。

これまで、ピーちゃん・ナッチャンは、本市の特産品である落花生だけでなく、市全体のPR活動に大きく貢献してきたものと考えております。そこで、これまでの活躍に感謝するとともに、さらなる活躍を期待し、昨年のふれあい夏祭り会場のメインステージにおいて、これからも本市をPRしていただきたいという願いを込めまして、ピーちゃん・ナッチャンに特別住民票を交付したところでございます。ピーちゃん・ナッチャンには引き続き、さまざまな機会を通じまして本市をPRしていただきたいと考えております。

昨年は多くのテレビや雑誌などのメディアに登場し、八街をPRするために活躍しております。昨年、インターネット上で実施されましたゆるキャラグランプリ2013では、全国総エントリー数1千579件のうち521位であり、千葉県内の順位ではご当地部門53件中、24位の結果でありました。今年もエントリーする予定でございますので、少しでも上位に入り、八街市のPRにつなげていくためには、多くの皆様方、また議員の皆様方の日々の投票が必要でございますので、ご協力をお願いいたします。

ところで、ピーちゃん・ナッチャンは恋人という設定でございますが、せっかく住民票を取得しましたので、例えば今後、結婚式を挙げるですとか、キャラクターの設定、展開等についてのアイデアはいろいろ出てくるものと考えられます。また、キャラクターのさらなる活用でございますが、既に、八街市イメージキャラクター「ピーちゃん・ナッチャン」のデザイン等の使用に関する要綱を制定しておりますので、市民や民間事業者の方々にもグッズの開発等、アイデアを出していただくことが地域の活性化につながるものと考えております。市民や市内事業者による活用の場合、当分の間、使用料は無料としておりますので、キャラ

クターのデザイン等を積極的に活用していただくことを期待しております。

○山口孝弘君

ピーちゃん・ナツちゃんの活用についてでございますが、まずは我々もそうかもしれませんが、職員の皆さん、そして教職員の皆さんも、ぜひともピーちゃん・ナツちゃんを常に身に付けているような、そういったところから進めていただきたいと思います。例えば職員組合の方で作られたピーちゃん・ナツちゃんのポロシャツがございます。それを職員の方だけではなくて、広く、八街市民の方にぜひとも着ていただきたいと思いますし、名刺には常にピーちゃん・ナツちゃんが入っているとか。教職員の方には運動会でピーちゃん・ナツちゃんをぜひとも使っていくような、運動会では皆さんでTシャツとかを作られていると思うんですが、どうしてもチーバ君が多いんですね。デザインがなかなかないということでチーバ君が活用されるケースもあるみたいなんですが、ぜひともピーちゃん・ナツちゃんの活用を積極的に進めていただきたいと思います。

それにあわせて、市役所ロビーとかを考えますと、各市町村に行っても、まず一番最初に目に付くのが、イメージキャラクターが先頭に立って、ドンと。その市のイメージで一番最初に目に付くというところにピーちゃん・ナツちゃんのボードであったりとか、そういったものが置かれております。ぜひとも八街市においてもそういったところを考えていただきながら、八街市の魅力を引き出す展開をお願いしたいと思います。

次に、質問事項3、次代を担う子どもたちのために、要旨（1）立志式について、質問いたさせていただきます。

平成24年9月定例議会でも質問させていただきましたが、立志式とは、日本古来の成人式、元服にあたる14歳、中学校2年生に志を立て、人前で将来の夢や目標を宣言し、強い意志を一人ひとりに持たせ、大人への第一歩を踏み出す式のことでございます。中学生時代は肉体的にも精神的にも子どもから大人に成長する時期であり、次代を担う若者として、自覚とともに夢や志を持たせるための行事として立志式を行うことは、大変意義があると感じております。全国的にも立志式を行っている自治体は多いと感じております。八街市でも立志式を提案いたしますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

立志式を実施している中学校は現在はありませんが、キャリア教育の中で、これまでの自分を見つめ、これからの自分作りを目指す取り組みを行っております。その中で各中学校は、地域の協力のもと、職業人から直接話を聞いたり、職業体験を実施したりする機会を設けて、大人としての生き方を学ぶ学習に取り組んでおります。また、生徒が卒業生から、社会人としての経験談を聞く機会を設けている中学校もあります。今後も市内各中学校において、子どもたちが将来の夢や希望が持てるよう、学校・家庭・地域・教育委員会が連携を十分図ってまいりたいと思っております。

○山口孝弘君

教育長は以前、キャリア教育の推進校にいらっしゃったと伺っております。

全国的に見ますと、キャリア教育の一環で立志式を行っているという自治体も多くあるようでございます。それだけ、この中学2年生という時期に志を立て、宣言するということは人間形成からも重要な節目であると感じております。教育長の見解をもう一度お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

キャリア教育の中に、将来への夢や希望を持たせるという部分がございます。その部分は立志式と考え方は同じだと私の方で判断しておりますので、今後もキャリア教育を通して、立志式と同じ内容を指導していくことがよろしいのではないかと考えております。

○山口孝弘君

自らが自分の言葉で発するということから自覚と責任が生まれて、よく言霊といますが、発する言葉どおりになると言われております。ぜひとも、志を立てる場というか、発することができる機会をぜひとも今後考えていただきたいと思っております。

次に、要旨（2）武道教育について、質問させていただきます。

伝統文化の尊重などを柱にした教育基本法改正を受け、学習指導要領が改正され、2012年、平成24年4月から中学校の体育で武道が必修化。八街市では柔道が必修化され、2年がたとうとしております。当初、安全面などの問題点も指摘されておりましたが、事故もなく、先生方のご努力に感謝いたします。

まず初めに、武道教育についての考えをお伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

中学校では、平成24年度の新学習指導要領完全実施に伴い、男女ともに第1、第2学年において武道を学ぶことになりました。本市においては、4中学校とも柔道を実施しております。武道教育で大切にしなければならないことは、基本となる技の習得を通して、たくましい体と道徳心、規範意識を育てていくこととあります。また、学習指導要領の目標にも挙げられているように、学習を通じて相手を尊重することや日本の伝統、文化を大切にする心情を育てていくことが大切であると考えております。

また、安全で効果の上がる授業を実施するために、教師の指導力、安全対策への意識、施設・用具等の設備の充実が必要となります。教育委員会では、これまでに指導用のDVDや関連文書の配付、各中学校の保健体育科教員を対象とした柔道の専門家による研修会を行ってまいりました。これからも安全に留意し、効果的な柔道授業が実施されるよう、指導内容や安全指導の周知徹底を図ってまいります。

○山口孝弘君

安全面を確保するというのは当たり前のことでありまして、体育としての武道となっているのではないかとこの疑問を持っております。武道教育が始まった本当の意味、根本を理解していくことが必要であると私は思います。武道とは、武士道の精神を体得するために

あり、心技体を一体として鍛え、人格を磨き、道徳心を高め、礼節を遵守する態度を養う、国家、社会の平和と繁栄に寄与する日本人としての人間形成の道でございます。簡単に言えば、失われつつある日本人としての心が、武道には凝縮されているということでございます。教育長は、剣道の道を極め、武道の経験者であると伺っております。本来あるべき武道教育への手腕をぜひとも発揮していただきたいと思いますが、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

私は武道を極めた者ではありませんので、武道を経験した者としてのお答えになるかとは思いますが、

私が武道を通しまして学んだことは、やはり規範意識、そして先輩、同僚を思いやる心、そして日本独特の礼儀作法というものを学びました。逆に言いますと、それらを通して外国のスポーツのよさも学んだと思っております。このように、武道を通して幅広い心情、そしてスポーツを知ることが、私は武道を通して得たものだと思っております。

○山口孝弘君

我々日本人が忘れつつある武道の精神、武士道の精神といいますか。簡単に申し上げると、例えばですが、今現在、袴とか、そういった和服を着ることもなかなか少なくなりました。子どもたちにとっては、帯の結び方がわからないとか。日本人であれば本来当たり前のことが、なかなかできなくなっているといった現状がございます。ぜひとも武道を通して、日本人としての心を鍛えていただきまして、教育長は武道経験者ということで手腕を発揮されまして、現状の武道教育をもう一度見詰め直した上で、日本人としての自覚を持った子どもたちを育てていくことを切にお願い申し上げまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、山口孝弘議員の個人質問を終了します。

会議の途中ではありますが、昼食のため、休憩をいたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時49分)

(再開 午後 1時09分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに、傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

それでは、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会、石井孝昭でございます。

昨日、北村市長におかれましては、今年の暮れにとり行われます市長選への再度の出馬表明がされました。これは平成26年度に策定し、平成27年度、次期5カ年計画策定への強い意志のあらわれであるというふうに理解しております。まさに北村カラーを存分に発揮され、本市並びに市民の負託に応えていただきますよう、お願い申し上げたいと思います。また、加曽利教育長におかれましては今議会が初めての、就任以来の議会となるわけでございますけれども、一日も早く議会に、いい意味で慣れていただき、情熱の教育長として、八街市の児童・生徒の教育のために活躍をご期待申し上げる次第でございます。

平成26年度の予算議会である大変重要な議会において、今回は魅力ある街づくり、忠魂碑施設について、国民健康保険税について、暮らしやすい街づくりについての、4点の質問させていただきます。

まず初めに、魅力ある街づくりについて、ご質問いたします。

我々、市議会議員は、各常任委員会視察や各会派において、先進地視察として行政視察を行っております。また関係する、それぞれのさまざまな諸団体において視察の機会がありますが、先進地を視察することによりまして、八街市の発展のために、その学びを何かに活用できないか、勉強させていただく貴重な機会であります。本市におきましては、自分の住んでいる市が、他県並びに他の地方自治体の方々から見てどのように映っているのかという客観的な目線を持っていくことはとても重要なことであると思います。

そこでご質問いたします。本市並びに本市議会等に対する行政視察の現状について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における行政視察の受け入れにつきましては、主に県及び市議会議員における視察でございます。平成23年度からの3年間の内容は、国保財政の状況及び国民健康保険税の収納状況と収納向上に向けた取り組み等について、国民健康保険税徴収の方法について、落花生の生産及び加工現場の視察、クリーンセンターの運営状況、教育行政事務評価及び幼・小・中・高連携教育実践について、農業施策全般及びグリーンやちまたの運営等の6件でございます。

その他、東京都福生市の農業委員会及び農業関係者が、本市の落花生生産農家による落花生栽培に関する講習の受講及び落花生工場の視察。東金市ほか三市町清掃組合が、本市の一般廃棄物最終処分場を視察。並びに幼・小・中・高連携教育を基盤に、魅力ある学校作り調査研究事業に取り組んでいる八街中学校区の幼稚園、小学校及び中学校に全国各地の教育委員会や学校の教職員が視察に訪れております。

○石井孝昭君

本市の基幹産業である農業を中心とした視察が本市に何団体か来ている。また、幼・小・中・高連携とか国保財政、さまざまな学びの中で本市においていただいているということで

すけれども。視察への対応の際、例えばどのような、本市を説明するときの資料とか、また本市議会等、また見学・視察をする際の資料はどのような資料等を用いて説明されているのか、ご質問いたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

視察につきましては先ほど市長が答弁したように、多方面にわたっての視察であります。行政視察もごございますし、民間あるいは農業者等のお宅に伺っての視察ということもごございます。一元的には言えませんし、私どもも全部把握しているわけではございませんけれども、一般的に市をまず紹介するというのであれば、市勢要覧であるとか、そういったものを使って、まず市の紹介をした後で、個々の課題といいますか、視察目的に沿った説明資料を。改めて作る場合もごございますし、既成の資料を使うこともございまして、そういった資料を用いながら視察に対応しているというところが現状だというふうに考えております。

○石井孝昭君

市勢要覧とか市議会の概要とか、我々が視察へ行くときも、その市がどのような市で、どのようなカラーなのか、どのような特色を見せているのかというのをやっぱり注目した中で、視察に対応していくわけでありまして。魅力ある街づくりということの中で、興味を持っていただくような視察資料作りをお願いしたいというふうに思います。

続いて、魅力ある街づくり。先ほど山口議員からも質問がございました。魅力ある街づくりのためにはあらゆる資源、あらゆるいろいろな観光活用を利用して、活用していくことはとても重要な施策であります。対外的に発信する魅力ある街づくりのために、本市並びに本市議会等に公共団体の行政視察を増やすための対策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

行政視察につきましては、一般的に先進的な事例や特色のある施策などにつきまして、直接、現地を訪問し、意見交換などを行いながら、今後の行政運営に活かしていくことを目的として行われるものと認識しております。行政視察に訪れていただくためには、ご質問にありますように、魅力ある街づくりを進めていくことが重要でございます。また、あわせて、先ほどご答弁申し上げましたように、日本一の落花生のまちであることなど、本市の特色を積極的にPRしていくことも大変重要なものと考えております。

○石井孝昭君

本市の魅力を我々一人ひとりが理解することは議会人としても大事なことであるというふうに理解しておりますが、ずばり、市長にご質問いたしますけれども、八街市の魅力は一言で言うと何でしょうか。

○市長（北村新司君）

一言で言いますと、先ほど申し上げましたとおり、落花生が日本一だということとあわせて、首都圏でも図抜けた野菜生産地であるということも大きな特色でございます。特に今、出荷しているニンジンもそうでございますけれども、スイカ、トマト、サトイモ、ショ

ウガ、特にサトイモ、落花生、ニンジン等につきましては、市町村単位の額で申し上げますと、トップというような状況でございます。あわせて、品質、味ともに日本一ではなかろうかというふうに自負しております。それらのことを中心にしながらPRするということが大変大事であると同時に、八街市が田園中核都市としてしっかり位置付けながら、先般の東日本大震災の折に、ある雑誌等々にも出ましたけれども、地盤が強く災害に強いまちであるということが、たしか文芸春秋だと思えますけれども、載っております。こうしたことも日本の中におきまして大変重要なPRになったのかというふうに思っております。

しかしながら、そうしたことで訪れる方がさらにさらに増えるような施策も、さらに重ねていかなきゃならないというふうに考えております。それには、丸山議員にも答弁したところでございますけれども、若手の職員研究会からも今いろんな意味で提案していただいております。あるいは議会の皆様からもいろいろご提言していただいております。それらを総合的に勘案しながら、八街市がさらに魅力ある街づくりをするよう、私どもも全庁を挙げて努力してまいりたいというふうに思っております。

○石井孝昭君

昨年度、市長の政治努力の中で、グリーンやちまた集選果、ニンジンの集選果機が5億2千万円で新しくなりました。これも非常にトップセールスとして魅力を発信している1つであるというふうに理解しております。そのようなさまざまな行政視察を増やしていくことは、まず相手があることですが、八街市に行ってみたい、また見学してみたいと思っております。今現在、取り組まれていることがございましたら、お答えをお願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

行政視察に関連しての取り組みというご質問だと思いますけれども、先ほど市長からご答弁申し上げたとおり、行政視察につきましては、一般的には先進的な事例であるとか特色ある施策などについて、直接、現地の方へ行って、意見交換などを行いながら、その自治体の行政運営に活かしていくということを目的として行われるものだというふうに思っております。したがって、興味・関心を持った自治体を視察するというのが一般的でございますので、施策を展開していく結果として視察が生まれてくるんだろうなというふうに考えております。先ほど来、市長が答弁を差し上げていますように、視察されるためには魅力ある街づくり、これを進めていかなければいけないというところでは一緒に、考え方を同じくするところでございますけれども、なかなか視察を誘導するための施策というのは、そういった意味での施策展開というのは少し考えづらいのかなというふうに思っているところでございます。

○石井孝昭君

部長答弁で、今、施策を展開するというところでございましたけれども、まさにそのために施策を展開することは、行政視察等の連絡や問い合わせを、他の市町村の事務局側からかけてくる。ホームページを閲覧されることが非常に多いというふうに思われます。それでヒッ

トする。魅力的なホームページを作成していくことも大事でありますけれども、目にとまるような施策展開、そしてホームページに各部、各課での目玉の施策などを作成してホームページに掲載していく。要は、そういうことを努力していくことはとても大事だというふうに思いますけれども、ホームページ作成の中で、意図した中で、そのような努力をされていらっしゃるかどうか、お聞きいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ホームページを含めた市の情報発信ということ、特にホームページにつきましては今議会含めていろいろ意見があるということで、職員が手作りしているということがございます。いいことではあるんですが、一面、必ずしも見やすくないというようなご指摘もございます。そういったところにつきましては職員も研修を行う、あるいは自分で研究するなりして、非常に努力しているところでございますけれども、なかなかそこが追いついていかない部分でございます。今後は職員手作りということだけではなくて、何か、当然その財源が必要だということにはなりますけれども、できるだけ見やすい、活用しやすいホームページを含めた情報発信を、これは検討していく必要があるというふうに認識しております。

○石井孝昭君

そのようなスキルアップ、I Rの促進とか、そういうのもとても大事だと思います。

経済的な効果から言いますと、広報、PRという観点から言いますと、行政視察にお越しいただいた際、例えば昼食をとったり、お土産を買ったり、農産品を送ったり、このようになるとは思いますけれども、その際、例えばどこに行つて、どういったものを買ったらいいのか。駅前にはぼっちがございまして、そのような魅力ある八街市づくり、またPR、広報をしていくためには、農商工の特産物を一体的に販売、また展示、閲覧できるような、そのような道の駅的な、大型バスがとまれるような施設もできると望ましいなというふうに理解しております。今後の展開をご期待申し上げたいというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

忠魂碑の施設について、ご質問いたします。

今年には戦後69年を迎えます。実住小学校前に忠魂碑の施設がございまして。この施設は西南の役以降、大東亜戦争において、戦争でお亡くなりになった方々の慰霊をまつた施設というふうに理解しております。国のために身をささげられた、八街市の英霊と言うべき、「御霊」がまつられている3つの忠魂碑、慰霊碑の施設の定義はとても重要であり、八街市の歴史が裏に刻印を、一部でされております。現在、土地の所有者である当時の大蔵省、現財務省と八街市の間には、その間の関係を書面で証明する書類は交わしていないため、さまざまな問題が生じているのが現状であり、戦後以降、現在に至っております。

ここでご質問いたします。忠魂碑施設の本市の考え方について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

実住小学校前の忠魂碑施設につきましては、ご承知のとおり、3基の石碑が建立されてお

ります。そのうちの1基は、大正3年に、旧八街村の在郷軍人会という、戦前に軍の現役を離れた軍人が組織していた団体が建立した忠魂碑でございます。また、その前年の大正2年に旧川上村の在郷軍人会が建立した忠魂碑が、昭和29年の市町村合併により、この場所に移築されております。さらに、昭和32年に当時の八街町が慰霊碑として建立しております。例年、終戦記念日には、この場所におきまして、八街市遺族会主催により、平和を祈念し、戦没者を追悼する式典が行われております。第二次世界大戦において、祖国を思い、家族を案じつつ、戦禍に倒られた方々の痛ましい犠牲の上に、私たちは今日の平和と豊かさを享受していることを忘れてはならないというふうに思います。また、戦争による悲惨な体験を風化させることなく、後世へと伝えていくことは、今を生きる私たちの将来のための責務でもあると思います。そのような意味で、さきの大戦における戦没者を追悼し、平和を祈念する機会を得る象徴的な場所が忠魂碑施設ではないかというふうに考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

この忠魂碑には648柱の御霊がまつられているというふうに理解しております。外観を見回しますと、入り口の塀は壊れて、周囲のブロックは一部が倒壊しております。今現在の管理は、八街市遺族会や隊友会の皆さんが、庭の掃除、枝木の剪定をされております。当時の資料を見ますと、10間道路ということで、実住小の敷地内にケヤキの木が数本、それからこの敷地内にケヤキの大きな木が2本、立っています。社会教育課の文化財ということで、その象徴の札を敷地内に立てておられますけれども、戦後の長い間は、3区の地元の皆さん、老人会さんが自主的な掃除をされていた時期もあるというふうにお聞きしております。本市として、忠魂碑の現在の管理、運営はどのようにされているのか。また今後の管理、運営はどのようにされていくのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

忠魂碑、慰霊碑が建立されている実住小学校前の土地は、昭和23年に、当時の土地所有者が国に物納した土地で、現在は財務省関東財務局千葉財務事務所が所有・管理している土地でございます。敷地内には、開墾時に10間幅の道路建設の構想があったことをうかがわせるケヤキが残っていることから、歴史的な意味合いが濃い場所でもあります。樹木の剪定や除草、清掃などの日常的な管理については、八街市遺族会や付近の住民の方々が行っているところであり、公共的な土地利用がされているところでございます。今後は、この土地の管理や利用のあり方につきまして、市遺族会や関係者と協議するとともに、国とも交渉してまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

当時、八街町は29年に、川上村、八街町が合併した29年、その後に当時の町長である池田瀧治町長がこの碑をまつられております。戦後当時、所有者である西村家様から当時の、戦後の税金で物納税というのがあったようですけれども、そのような税金、納税という形で

納められているというふう聞いております。そのような性質上、国としては、税金で納められたものは対価として税で処分、また徴収することになろうと思っておりますけれども、一番の理想は国から、また財務省から無償で本市に払い下げしていただければありがたいんですけども、本質的に難しいというふうには、財務省また理財局国有財産審議室のお話により、お聞きしております。また無償貸与という形、やり方もありますが、無償で貸与するということではできないというふうにお聞きしております。この土地の国としての国有財産の処分ということになりますけれども、本市で購入に向けたお考えはいかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

ただいまの質問でございますが、議員が言われたとおり、市と国との間で、例えば管理委託契約とか、そういった契約書面はないということでここに至っております、なかなか不明な点が多い状態になっておりますが、本年度に入りまして新たな動き等が出ております。例えば木の剪定、ケヤキの剪定については今年度中に国の方が予算化して、国の方で剪定していただくというような情報を私どもで得ております。ブロック塀につきましても直ちに修理はできないけど、平成26年度、新年度において検討していきたい。そのような報告も受けているところでございます。この土地については、先ほど市長が答弁したとおり、公共的な土地利用がされているということで、私どもとしてはやはり市の行政財産、公有財産として位置付けを明確に今後していく必要があるのではないかと。そういう感じでありまして、それにあたってはやはり国から土地を譲渡していただく。先ほど議員が言ったとおり無償譲渡、無償貸与は無理ということでございますので、当面は国の方の管理委託を私どもの方で受ける。それにあたって、管理委託費用はもらわないかわりに、無償と言うんですか、使用貸借契約という方向で事を進めていきたい。その後に新たに譲渡とか、そういう話が出てくるのではないかと。そのように考えているところでございます。

○石井孝昭君

地目は宅地ということになっております。地籍を言うと1千439.30平方メートルということで、路線価だと、税務署の話だと、大体坪10万円ぐらいということだと、概ねでございますけれども、4千5、600万円の金額になろうというふうに思います。その検討課題については今、部長から答弁をいただきましたけれども、今の部長答弁の中で、管理委託という手法があるという話でございました。国の方にお聞きしますと、その管理委託が一番望ましいのではないかとということ、市の当局に投げかけているところであります。また国の言われたとおり、所有権を持ちつつ、無償でお貸しするかわりに管理運営は八街市がしてくださいということになります。委託契約、管理委託の契約についてはお金がかかるものでもありませんし、正式な書面を、国と管理契約を、委託契約していくことは、今後の方向性において意向調査をした中でとても大事だというふうに思いますけれども。

例えば、国の方では、この施設を八街市平和公園とか、都市公園ということで位置付けて、これを八街市が所有するような前提ですけれども、八街市民いこいの広場とか、このような名前を付けて、都市公園という位置付けでもって整備していく。税務署の話だと、全国の中

では管理委託している土地、このような慰霊碑、忠魂碑をまつてある市町村の中では、売却するのではなくて、現状として地方自治体は厳しいということであれば、管理委託契約をして平和公園、市民いこいの広場という形で整備している市町村もあるというふうにお聞きしておりますけれども。部長、その辺の意識、意向調査をして、土地利用していくことを明確化していくこと、また次期5カ年計画、来年度に策定する5カ年計画にそういったものを明示していくことが大事かというふうに思います。強く切望いたしますけれども、いかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今週も千葉財務事務所の方がお見えになって、私ども担当レベルでお話し合いを持ったという報告を私も受けております。その中で先ほど言った管理委託契約にあたっては、やはり国としても土地、約1千400平方メートルの土地を市としてどのように利用していくのか、そういうプランが必要であろうということで、私どもの方も投げかけられております。ただ実際、私が答弁しているのは、市の遺族会の事務局とかをやっておりますので私が答弁しているところでございますが、市の中で例えば公園的な扱いをするのか、広場的な扱いをするのか、いこいの場的な扱いをするのかというのは、まだ市の内部で検討を進めているところでございますので、どういう行政財産、公共財産、公有財産にするかという問題も含めて、今後、市内の関係部署と協議を進めながら、よりよい土地利用計画を策定していく。その後の話は、また国と協議を進めていく。そういうステップを踏んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○石井孝昭君

段階を踏んで検討していただくというご答弁でございます。

8月15日に戦没者追悼式が、この土地で年1回とり行われております。またその1週間前、2週間前には八街市遺族会、隊友会、今日こちらに来られている方もたくさんいらっしゃいますけれども、皆さんが汗を流して、暑い時期に、相当出ている枝木の剪定でご苦労をお聞きするところによりますと、約40年やっているということでございます。今までのご努力を無にしないように、これからの土地利用の明確性を図っていただければありがたいと思います。市長、よろしく願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

国民健康保険税についてでございます。

国民健康保険は国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして国民の健康を支えております。昭和36年に国民全てが公的医療保険に加入する国民皆保険が創設されて、約半世紀が過ぎました。当時、農林水産業と自営業者を中心として発足した国民健康保険も、現在は無職者や非正規雇用の被用者などの低所得者の割合が増え、滞納も増加するなど、制度にほころびが見えてきております。昭和40年代に96パーセントを超えていた全国の保険料の収納率も、平成22年度には88.6パーセントに落ち、八街市においてはここ数年、ご努力のかいあり、現年課税徴収分84パーセント強の収納率という状

況にあります。無職者や低所得者の増加に伴い、収納率が低下する中、高齢者層の増加による医療費の上昇により、国保特別会計が赤字となる市町村が続出している中、欠損分を一般会計から繰り入れる市町村も多いようです。八街市の国民健康保険税の徴収状況はいかがでしょう。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年度の国民健康保険税の収納状況につきましては、この1月末現在の状況をもとに、ご説明いたします。

現年課税分と滞納繰越分を合計いたしました調定額は51億2千695万7千326円で、前年度と比較しますと2億2千473万3千779円の減、率にして4.20パーセントの減となっておりますが、収入額につきましては20億1千433万7千315円で、前年度と比較しますと1千33万3千910円、率にして0.05パーセントの増となっております。収入歩合につきましては39.3パーセントで、前年度と比較しますと1.8ポイントの増となっております。現年課税分と滞納繰越分に分けて比較しますと、現年課税分が65.0パーセントで前年度比0.5ポイントの増、滞納繰越分が14.2パーセントで前年度比1.8ポイントの増となっております

○石井孝昭君

担当課長にお聞きします。今年度末の見込み、収支全体の見込みはいかがでしょう。

○総務部長（浅羽芳明君）

徴収の方を私どもの部署で扱っておりますので、私の方から答弁を差し上げます。

先ほどの率のお話につきましては市長が答弁を差し上げました。滞納繰越分、現年課税分、ともに率で申し上げますと増加しているということがございます。市税の方でも申し上げましたけれども、私どもはこれからまた年度末に向けた徴収の取り組み、これに努めていきたいと思っております。率については、ちょっと今は額についてはなかなか申し上げづらいんですが、詳しい資料がございませんけれども、徴収率ということでは前年を上回るような率であってほしいということで、期待しているところでございます。

○石井孝昭君

部長に答弁いただいてありがとうございます。

ここ数年、平成20年9月に徴収対策本部を立ち上げてから、そのような国保税の収納状況、市税等の徴収状況がとも上がってきている、好転の兆しが見えていることは非常に喜ばしいことであるというふうに思います。小澤本部長を中心として、職員の皆様、納税課の徴収人、また市税等収納補助員さん、また臨時職員さんをはじめとする職員の皆様のご努力に敬意を表する次第でございます。

差し押さえを含む滞納処分による換価の収納状況も努力の成果が見えているというふうにお聞きいたしました。しかし、全国から見ますと、現年課税調定額や滞納繰越徴収額はいまだ全国平均には至っておりません。徴収強化に向けての対策をお聞きしたいと思っております。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の平成24年度国民健康保険税現年課税分収納率は84.1パーセントで、千葉県内54団体中46位であります。そのため、被保険者間の公平負担原則のもと、収納率の向上を図ることにより、国民健康保険制度の安定運営を目指すことが重要な課題となっております。こうした中、保険税をはじめとする市税収納率の向上を図るため、平成20年9月に徴収対策本部を設置し、徴収業務の強化を図り、収納率の向上に努めております。市といたしましては、保険税収納率の向上に向け、国民健康保険制度について皆さんに理解をしていただくための啓発活動をより充実させていくとともに、ローン等の返済が重く、保険税等の納付が思うようにできない方を対象に、弁護士による多重債務者無料相談を実施しております。また、口座振替による納付を奨励したり、コンビニエンスストアで納税を可能とするなど、納税しやすい環境の整備に努めております。

一方で、厳しい対応ではございますが、保険税を滞納している方に対しては、納税相談機会の拡大を図るため、通常の被保険者証より有効期間の短い被保険者証を交付したり、被保険者証の返還を求め、資格証明書への切りかえをするなどの対応をしております。さらに、財産があるにもかかわらず納税されない方に対しては、預貯金や不動産などの差し押さえを執行するなど、滞納処分を強化していく考えであり、平成24年度におきましては、国民健康保険税を収納するため、355件の差し押さえを実施し、230件、3千115万4千円を換価し、滞納保険税に充当したところであり、これらの取り組みにより、少しずつではございますが、収納率の改善が図られつつあります。国民健康保険事業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますので、保険税収納率の改善に努め、国民健康保険制度の安定的な運営を目指してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

国保税の滞納者に対して資格証明書の交付を義務付けた平成12年以降も、全国の国保の収納率は下がっているという状況でありますので、引き続き、徴収強化に向けた取り組みをお願いしたいというふうに思う次第でございます。

続きまして、資産割の現状について、ご質問いたします。

国民健康保険では、各市町村において保険給付費に応じた保険料設定を行う仕組みとなっておりますが、国保の保険料は、全加入者が定額の保険料である国民年金と異なり、市町村ごとに設定され、所得等に応じて世帯ごとに異なる保険料が設定されております。保険料額は世帯単位で算定され、世帯主に対して納付義務等が課され、経済的負担能力に応じて負担する応能部分と、加入世帯及び被保険者が平等に負担する応益部分からの組み合わせからなっており、八街市では所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の4方式による賦課をとられているところであります。八街市の国民健康保険税の資産割の現状はいかがでしょうか。お願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険事業は一般会計と異なり、特別会計により運営されており、支出額に応じた収入額を確保しなければなりません。本市における保険税の基礎課税額、いわゆる医療分の算定につきましては、その5割分を経済的負担能力に応じて賦課する部分である所得割及び資産割と、残りの5割分を平等に被保険者、またはその世帯が負担する均等割及び平等割からなる4方式を採用しておりますが、千葉県内において資産割の賦課を行っている自治体は54市町村中18市町という状況でございます。また、印旛郡市内では9市町中、酒々井町と本市の2市町が資産割を賦課しております。平成26年2月10日現在における本市の現年度分保険税調定額は24億5千176万円ですが、このうち唯一、資産割を賦課する医療分の調定額は約18億4千513万円であり、資産割の額は約9千411万円で、全体の5パーセントを構成している状況となっております。

○石井孝昭君

資産割の率、金額について、1億円を切ってきました。当時は1億数千万あったように記憶しておりますけれども、全体の5パーセントというご答弁をいただきました。

国民健康保険税の資産割廃止に向けての検討状況について、ご質問いたします。

全国的に見ると、収入を生み出さない居住用の住宅・土地のみを有している世帯が増加していることや、相続未登記の固定資産や、他市町村に所有している固定資産には資産割を賦課できないなどの不公平感が増している観点から、資産割を廃止している自治体が増えてきております。本市の資産割廃止に向けての検討状況はいかがか、ご質問します。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

資産割につきましては、この間、その廃止に向けて検討を進めているところでございますが、この資産割の廃止による減収分を応能分の所得割、あるいは応益部分である均等割、平等割に転嫁するなど、その配分や税率の見直しが大きな課題の1つであります。

加えて、高齢化の進行や医療の高度化等の要因により、療養給付費をはじめ、後期高齢者支援金、介護納付金等の拠出金が年々増加している一方で、所得の落ち込み、無職者や低所得者層の増加により保険税調定額が減少するなど、国保財政は逼迫した状況であるため、財政収支の均衡を保つ観点からも、資産割の廃止のみならず、保険税全体としての税率の見直しもしなければならない時期が来ているものとの認識にあるところでございます。今後は、国保事業の広域化など、国における国保制度改革の動きを見据えながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

後期高齢者並びに介護の方は、来年度また上がるとお聞きしておりますけれども、資産割は、税負担に対して不公平感を抱かれないようにする課税の基本原則である公平性に疑問がある観点から、廃止が検討されている自治体が多いというふうに聞いております。例えば社

会保険や厚生年金に加入されている方は資産割はかかりません。国民健康保険税納税者の中で通常、不動産を所持していれば、その固定資産税がかかり、資産割もさらに負担するという二重の税金が賦課される仕組みになっているわけであり、これが二重課税の問題となっております。

平成24年3月議会の一般質問における答弁では、将来は資産割を縮小、また廃止する方向を考えているということでしたが、この2年間における何らかの協議、検討、調査はなされたのか、お聞きいたします。

○市民部参事(事) 国保年金課長(小出聰一君)

当時、そのような答弁をしているという状況は承知しております。基本的に、事務レベルとしましては資産割を廃止する方向、こちらの方はその方向で考えていく必要があるということで検討は進めております。市長答弁にもありましたように、資産割の生み出すものがどこへ転嫁をかけるのか。あるいは事実として、議員の方からもお話がありましたように、固定資産の評価額が下がっていることから資産割の占めるウエートというのも下がってきているというような社会情勢もあります。そんなところを考えれば資産割の方は、廃止の方に向けて進めていくということを考えていく必要がある。このように思っております。

○石井孝昭君

資産割を廃止する方向性ではあるという答弁であります。税の公平性の観点、また弱者救済、言いかえればそういった観点から申し上げますと、担税力、税金を負担する能力が同じ場合に税負担も同じになるというのが租税の原則ということでもありますけれども、所得が発生しない居住用不動産を所有している方は、不動産を所有していない所得が同じ方より担税力が高いと考えるのか、またその場合、どのような理由からか、ご質問いたします。

○市民部参事(事) 国保年金課長(小出聰一君)

その辺につきましては、居住用の財産、土地・建物を持っている方の担税力が高いという考え方には私どもは立っておりません。過去に、議員の方のお話もありましたけれども、制度発足当時、やはり自営業、農業者、こちらの方につきましては農地等から収入を得る、その原型になるわけですから、そちらの方も何らかの収入に寄与するというような状況があったものというふうに考えられます。この中から4方式、これは国保法の方で4方式という方式は書かれている内容ですので、4方式、3方式、2方式、どこをとるのかというのはおのおの保険者の考え方、あるいはその地域の実情に応じてそのような形の中からどれかを選択した。たまたま当市は4方式を選択した。もともと農業を主体としたところでありまして、ある意味、4方式を選択したというのは1つ、必然なのかなという気はします。ただ、時代の推移に伴って、そういったコアになる方のウエートがどんどん減っているという状況の中では、やはり居住用の財産であったり、土地、こちらの方を資産割ということで、資産という見地から賦課の対象とする、これは現状にはそぐわない、そんな時代背景になっている。このように思っております。

○石井孝昭君

単純に所得、収入の多い人に税を多く払ってもらって、単純に収入を生まない不動産を持っている人、つまり負の不動産を所有している人はどうすればいいのか、どうするのかということが問題だというふうに思います。例えば住宅ローンがある場合に、その資産を売却しても利益の出ない、資産価値のない不動産もあるわけでありまして。そのものの固定資産税も負担しなくてはならない。このような問題も生じてくると思います。

千葉県、そして八街市を除く36の市の中で、資産割を当初から採用していない、適用していない自治体、途中から廃止した自治体もあるわけでありまして。途中で廃止した自治体における収納率の変化は確認されておりますでしょうか。ご質問いたします。

○市民部参事（事）国保年金課長（小出聰一君）

郡市内はほとんど資産割を廃止してきたという経緯があります。大体郡市内では平成12年度から16年度にかけて資産割を廃止という流れになっております。郡市内の各保険者、市の方に確認したところ、資産割をなくしたことによって収納率に何らかの影響があったかということでお聞きしたところですが、このところは何とも言えないと。収納率が下がった自治体も、保険者もありますし、逆に上がった自治体もある。変わらないという自治体もある。必ずしも資産割をなくしたという背景だけではなくて、資産割をやめた年度に、例えば税率を上げているとか、いろんな要素が入ってきますので、なかなか資産割をやめたことによって収納率が端的にどういう形に変化するかというところはちょっと読みきれないのかなという思いはいたします。

加えて、やはり言い方は変ですが、従前から滞納があったり、納付していない方が納付しないという傾向については、基本的に変っていないというお話も伺っております。

○石井孝昭君

何とも言えないというのは、本当に何とも言えないというふうに思う次第でありますけれども。その中で、滞納者の中で資産割を持っている方と、資産割を持っていない、要は資産を持っていない方との滞納状況の比較ということも、その判断の1つにはなってくるというふうに思います。数字がすぐには出ないと思いますので、答弁は結構ですけれども。

資産割を廃止する方向という見解では一致しているという事務方の話でございます。できれば早期に年度を定めて、その方向性に向けて計画的に準備を進めていくということが大事だというふうに思います。国の方の医療制度改革、そして来年度からは後期高齢者・介護もそれぞれ上がる。本市においては、その制度から約1年後の27年度にそれを、今までは適用しているということでありまして、計画的にその方向性に進めていくのが望ましいと思いますけれども、いかがかというふうに思います。

例えば、26年4月からは難しいということはおわかりいただけますけれども、27という数字は出せないでしょうか。ご質問いたします。

○市民部参事（事）国保年金課長（小出聰一君）

27という数字をお話するのは非常に難しいのかなというふうに思います。ただ、先ほども申し上げましたように、資産割を廃止するんだということは既定の理解だということで、

私どもは理解しております。

加えて、今お話がありましたように国保制度の方の改革ということが現在進行形である。これは単に国保制度のみならず、医療保険全体の制度改革というようなところも踏まえての国保の部分ということになるかと思えます。そういったところをやはり注視していかなければいけない。

加えて、いずれ都道府県が保険者になることによって、実際の保険税、保険料、こういったものが都道府県の中の各市町村でどういう形になっていくのか。この辺のところは現時点ではまだ明示されておられません。はっきりしておられません。その辺は注視していく必要があるだろうと。

それから、この1月時点の、今年度、平成25年度の国保財政の収支を見まして、今年度の決算の見込みをしたところなんですが、赤字が生じそうな気配と言うんでしょうか、そういった傾向が出てきています。この後また1月、2月の診療分の動きも見せないと最終的にどうなるのかということのははっきりお伝えできないところですが、片や、税の方の収納率は若干伸びているということで、入りの方も幾分か増える期待はできるのかと思うものの、やはり医療費の伸び、さらに医療費の伸びだけではなくて後期高齢への支援金、介護保険の納付金、こういったものも年度を追うごとに増えているというような状況がありますので、こういった、赤字になりそうだという状況の中で、やはりどうしても税率そのものを見直していかなければいけない。

こういった3つの要素がありますので、資産割、それから国の動向、さらには国保財政の収支の状況、こういったところを総合的に勘案して、私どもの観測としてみれば、さほど遠くないところで税率の見直し、これは資産割の廃止も含めてのことですけれども、これは行っていく必要があるものという認識にあります。

○石井孝昭君

非常に説明的には丁寧な説明をいただいたんですけども、そのような検討は目標を定めないとなかなか先に進まないという現状もあると思えますので、先ほど申し上げたとおり、次期5カ年計画の中でその資産割を廃止していくというような方向を織り込んでいただくように、また27という数字に極めて近い数字になっていただくように、お願い申し上げたいというふうに思います。また来年の3月議会で、資産割の質問はさせていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

暮らしやすい街づくりについて、ご質問させていただきます。

クリーンセンター焼却施設の現況について、ご質問いたします。

平成15年9月に竣工されたクリーンセンター焼却施設は、間もなく11年目を経過しようとしております。今現在、施設内の機械機器類は経年劣化も進んでいると思われませんが、現況はいかがなものでしょうか。ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

可燃ごみの搬入量は近年ほぼ横ばい状態にあり、平成20年度から5年間での平均搬入量を申し上げますと、年間約2万204トンの搬入量となります。可燃ゴミ100トンを焼却した場合の焼却灰の発生量は約10トンで、そのうち8割の8トンが主灰、残りの2トンが飛灰となりますことから、平均搬入量である2万204トンで計算しますと、主灰が約1千616トン、飛灰が404トン発生することになります。焼却施設の現状としまして、平成14年12月の稼働開始から11年経過し、近年ではコンベア等の駆動系や、各種配管などに老朽化が見られるようになってまいりました。老朽による損傷箇所については、なるべく損傷が拡大する前に修繕を実施するようにしており、損傷が軽微なものにつきましては、運転管理委託業者へ部品を支給するなどして修繕を実施し、経費の節減に努めているところであります。

○石井孝昭君

ここ10年ということで、施設維持管理費。この傾向はどのようになっているかということですが、開設当初からの計画との相違、また突発事故が時折起きております。その突発事故等の出費の経緯はいかがでしょうか。

また、電気とかガス、水道とか、そのようなものの包括的な委託を検討されたこともあるというふうにお聞きしておりますけれども、包括委託の意向について、ご質問いたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

クリーンセンターの修繕につきましては、先ほど市長が答弁申し上げましたとおり、私どもでは平成21年度から平成35年度までの15年間の修繕計画を現在作っております。平成21年度から4年間につきましては、この修繕計画よりも修繕費の方は低く抑えられております。

平成21年度に作成いたしました修繕計画時には、いわゆるスラグを作る溶融炉の稼働をしておりました。これは原発事故を受けまして、現在も溶融炉を停止しております。私どもとすれば、溶融炉につきましては稼働すると非常にお金もかかる。それから溶融炉の耐火レンガ等についても、やはり一度壊れますと4、5年の周期で5千万円ぐらいの修繕費がかかる。これは現在も停止しておまして、昨年、厚生労働省の方から、溶融炉の停止については、停止しても問題ないというような指導の文書が参りましたので、私どもといたしまして溶融炉については将来的にも稼働しないという形で現在考えております。そうしますと修繕計画についても、溶融炉を稼働したときの修繕計画でございますので、これはやはり早急に作り直すというような形で考えております。

先ほど議員さんの方からご質問のありました突発的事故、これにつきましてもやはり溶融炉内の耐火レンガが崩れたということで、当時、平成21年でございますが、5千700万円の支出をしたところである。

それから、最後のご質問の包括委託につきましては、これは当初から包括委託というものを実施すれば、いわゆる委託料の軽減につながるかどうかという試算はできるんですが、八

街市のクリーンセンターのように、稼働後11年たちますと、やはり老朽化等がもう既に起こっております。これを包括的に委託した場合に得なのかどうかというところについては、若干なかなか難しい。委託を受ける業者としても、これだけ、11年を経過したものについてはなかなか難しいというような結果でございます。

○石井孝昭君

溶融スラグということでお話がありましたけれども、当時は夢のような2次製品ということで、たくさんのところに使われる予定であったというふうに記憶しておりますけれども、そのものを見ますと、現物はなかなか、成し得ない、でき得ないものができたということで、いま稼働していないということでありました。

続きまして、最終処分場の現状について、ご質問いたします。

本市の最終処分場は昭和56年4月当初から埋立工事が行われ、平成9、10年で26万立方メートルのかさ上げが行われ、平成11年4月1日から現在の最終処分場が稼働しております。これは平成37年3月を目途に40万5千800立方メートルの埋め立てが稼働しております。現地を見学させていただきますと、敷地内後方の坂を下りますと、分別収集されている場所や、場内にはフレコンパックに入った焼却飛灰が入っている仮設テント等があります。場内は当初の予定より埋め立てが進み、手狭になってきているなという印象を受けます。そこで、クリーンセンター内最終処分場の現状について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

最終処分場の埋立状況でございますが、本処分場は当初、埋立容量13万7千450立方メートルとして、昭和56年度より埋め立てが開始されましたが、平成9年度、平成10年度にかさ上げ工事を行い、埋立容量40万5千800立方メートルとなり、現在も引き続き埋め立てが行われております。平成24年8月に実施した残容量測定調査により、残容量約10万8千立方メートルという結果が得られ、過去3年間の平均埋立量8千200立方メートルで割り返しますと、埋立可能年数は約13年と見込まれ、残容量は平成26年1月末現在で10万2千193立方メートルとなっております。

なお、最終処分場の跡地利用につきましては、完了時期を見据えた上で検討してまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

あと10万2千立方メートル、約13年ということでありましてけれども、このスピード、今までのスピードを見ますと、もうちょっと早くなりそうだというふうに思います。

現在の計画での埋立期間はそういうことでありましたけれども、処分場を見た限りでは3分の2ぐらいまで埋まっており、また覆土工事をしている、覆土をしているというところがあります。何の目的の覆土工事でしょうか。お願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この覆土につきましては、多分、従前に埋め終わりましたスポーツプラザ側に現在は覆土

しております。これにつきましては、最終処分の埋立計画どおりの埋め立てが終了したところに、最終の覆土を現在行っております。これにつきましては最終覆土ということで、ある程度、建設残土等による良質なものを覆土いたしまして、最終的な跡地利用に向けた、最終的な高さのための覆土ということで、現在、目的を持って行われている覆土ということでございます。

○石井孝昭君

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

施設の機械、機器類の経年劣化は、先ほど申し上げたとおり、避けては通れない問題であると理解しておりますけれども、全国的に見てもごみの問題、ごみ軽減策問題、ごみ袋、そしてごみの有料化の問題等、ごみ問題はさまざまな問題を含有しております。そこで、現有施設を大切に、有効に利用していく、使用していくことは大事であり、行政としても跡地利用、そして長寿命化に向けた必然の対策が求められます。

そこでお伺いいたします。クリーンセンター焼却施設並びに最終処分場の長寿命化に向けての対策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

焼却炉は、焼却を続けることにより、主に内部の耐火物が損傷を受けることとなりますが、本市では平成23年度に耐火物の修繕を実施しており、今後におきましても修繕が大規模化することのないよう、必要に応じ、定期的な修繕を実施するとともに、引き続き、小まめな点検を実施することにより、損傷を早期に発見し、修繕費の拡大を未然に防ぎ、施設の延命化に努めてまいりたいと考えております。また、平成21年度にごみの分別の仕方を変更し、不燃ごみの埋立量も約3割程度の減となり、処分場の延命化に努めているところでありますが、今後も市民の皆様に対しまして、ごみの分別徹底について、さらにご協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

答弁ありがとうございます。

ごみの軽減策という観点から質問ですけれども、例えば市民にクリーンセンターにごみをお持ちいただく際、台貫、計量台の上に車をとめます。その受け付けで市民であることの確認をするわけですけれども、市民であることの確認はどのようにされているかという質問でございます。例えば他市町村から搬入している。これは止めようにも止められない部分もお聞きしておりますけれども、どのように確認しているか、ご質問いたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かに近隣でごみの有料化、今回は千葉市の方も有料化というようなことですし、現在、山武、東金市というようなところも既にごみが有料化されている。そのような中で八街市のクリーンセンターへの持ち込みというようなことになりますと、やはり土曜日等については非常に最近多くなってきている。現在、クリーンセンターでは台貫のところでは住所、氏名等

の確認をしております。それらによって若干、言い方は悪いんですが、怪しいと、ちょっと疑われるものについては止めて、身分証等の提示を求めるといような作業で現在進めております。

○石井孝昭君

今の部長答弁の中にありましたけれども、お聞きするところによると、例えば友達の家を言えばということをお聞きしたこともありますし、実際そのような方の意見を伺ったこともあります。確認する際に身分証の提示はとても大事だというふうに思いますし、最も大事なのは住民基本台帳との整合性が本来はとられているべきで、施設と本庁、並びに施設の中で整合性がとられているかというのがとても大事だというふうに思います。他市から持ってこられるごみがどのくらいかはわかりませんが、少なくともゴミを軽減していくこと、これは炉の延命にもつながることになるし、予算的な問題もあるでしょうが、搬入者一人ひとりをしっかりチェックしていくことは大事であるというふうに思います。他市町村の中では現在、住基確認をしっかりとごみの搬入を許可するという自治体もありますけれども、本市としてはいかがか。また運転免許証の提示や保険証で確認するというチェックは今の体制でもできると思いますけれども、いかがでしょうか。お聞きいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かに現在、先ほど申しましたような作業をしております、年間、発覚してお持ち帰りいただく方が大体20～30件いらっしゃいます。先ほど議員さんの方が言われましたように、知人の住所、氏名ですり抜けていくというようなことも、ないとは、確かに私どもの方は、限らないというふうに考えております。現在、持ち込みが最近多くなってきている中で、それぞれ、あそこの場所で運転免許証等の提示を求めるといようなことが、果たして時間的に可能かどうか。あるいは先ほど言われました住民基本台帳、これとの整合がスムーズにできるのであれば、これが一番、私どもの方はいいのかなと。ただ、今できる中では、やはり並んでいる列のところに「運転免許証等の提示を求めます」という形で看板を出して、できるだけスムーズに流れるようなことについて、早急に検討したいというふうに考えております。

○石井孝昭君

そのようなチェックをお願いしたいというふうに思います。

すみません。時間も押していて恐縮ですけれども、最後に、皆様の方に配付させていただきました太陽光発電。これは香取市の事例ですけれども、最終処分場を利用した、またクリーンセンター最終処分場跡地を利用した、これは香取市の事例でございます。有効利用していく、その跡地利用の、最終処分場が終わった後とか、また終わるまでの計画の段階で、そのような計画をされております。例えば、千葉市では一般廃棄物最終処理場の跡地に発電事業者の企画提案募集で太陽光発電を行うことが決定されました。茂原市でも市土地開発公社の解散に伴って、公募型プロポーザル方式で民間会社の太陽光発電を採択されております。土地を貸すことで地代が入ってきたり、有効に利用していくということでもありますので、固

定資産税の増収とか、非常用電源の確保、また夜間照明の確保、スポーツプラザ施設への利用という形で、導入促進できるのではないかというふうに思っております。

最終処分場の跡地利用、そして、長寿命化の跡地利用について、最後のご質問をお願いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

クリーンセンターの跡地利用につきましては、以前、私どもが議会の方でご答弁申し上げたと思いますが、まず私どもの方で考えたのはスポーツプラザの駐車場、臨時駐車場としてまずは活用したいということで、平成24年度から県の方と協議を進めてまいりました。その中で、やはり県の方では廃掃法、いわゆる廃棄物処理及び清掃に関する法律の中で、最終処分場が最終的に事業が完了しないと、不特定多数の入るような利用は許可できないというようなことで、現在は駐車場としての利用は頓挫しているところでございます。

この香取市の例のように太陽光発電ということになりますと、一般の方が入らない施設等を作って、不特定多数の方が入らないという施設でございますので、この辺で、事業が完了前に部分的にこういう活用が認められるのかどうかについては、私どもの方もちょっと検討したい。

あとは、全体面積の中で、やはり日照等を考えますと、今の処分場の中で半分あるいは6割程度が、太陽光発電に利用するのであれば、可能な用地であるのかなというふうに考えておりますので、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○石井孝昭君

前向きな検討をお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

会議の途中ではありますが、10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時21分)

(再開 午後 2時34分)

○議長（林 修三君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

木村利晴議員より、一般質問するにあたり、参考資料の配付依頼がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

それでは誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

第22回冬季五輪ソチ大会は23日夜、日本時間24日未明、ソチ市内の五輪スタジアム

で閉幕いたしました。88カ国、約2千900人の選手が参加し、7競技98種目で熱戦が繰り広げられました。日本は113選手が参加し、金が1、銀が4、銅が3の、計8個のメダル獲得でした。1998年の長野大会の10個に次ぐ、冬季史上2番目のメダル獲得数でした。メダルをとれた人、とれなかった人、悲喜こもごもですが、我々に大きな感動と勇気、そして希望を与えてくれました。お疲れさまでした。ありがとうございますと言ってあげたいと思います。

続きまして、冬季パラリンピックが始まるわけですが、障害を持った人たちが障害を乗り越え、他の部位を強化、鍛え抜いて望むパラリンピック。さらなる感動が、またドラマがあるものと思われま。選手の皆さんにエールを送りつつ、私の質問に入らせていただきます。

人もうらやむ、住んでいてよかったと思われる街づくりのため、そして輝く未来ある子どもたちのため、通告に従い、質問させていただきます。

質問事項1、まちの活性化について。

八街駅周辺において、商業施設が少なく、通勤、通学時間帯以外は人通りが少なく、営業している店舗においても客がまばらで、決して混雑しているとは言えない状態であり、シャッターが閉まったままの店も目にするところです。八街も車社会になっており、中・大型の商業施設は駅中心部から少々離れた国道、または県道沿いに点在していますが、買い物には車を利用する人たちが多く、何ら不自由を感じていないのかもしれませんが。

八街市の人口も年々減少傾向になってきております。自然減では寂し過ぎます。若い世代の人が定着してくれる、活気ある街づくりをしていかなければと感じる今日この頃です。そのためには、ぜひ駅前の商店街が活気あふれるまちにならなければなりません。空き店舗が目立っているようでは、仮に人が来てくれても、素通りしてしまいます。

2月3日、4日、5日と、沖縄県に視察研修に行つてまいりました。2月3日に訪問した沖縄市では、シャッター通りを改善しようと、平成8年より平成18年までの約10年間、空き店舗対策補助金を交付する事業を行つていたそうです。その背景は、近年、近隣市町村の急激な商業の発達やモータリゼーションの進展への対応のおくれ等の原因により、人口、商業などの流出が顕著になった。各商店街でイベント等、試行錯誤で販促活動を展開し、生き残りを図つたが、中心市街地の衰退・空洞化に歯どめがかからなかった。結果、空き店舗が存在し、シャッター通りの様相を呈するまでに至つた。このような事態を脱却すべく、空き店舗情報を広く公開し、新規店舗の開業者を募集し、家賃の補助等を行つて、空き店舗の解消に努めてきたそうです。現在も形を変えて継続しているそうですが、市として、空き店舗情報交流センターを開設し、空き店舗情報の提供を行つているそうです。家賃補助はありませんが、家賃の引き下げ交渉は調整可能とのこと。

そこで質問いたします。八街駅南口での空き店舗数はどのくらいあるのか、お伺いいたします。また、その空き店舗対策として、八街市はどのようなことをされているのか、お伺いいたします。

次に、質問事項2、環境問題について。

公園の落ち葉や街路樹の落ち葉、各学校、施設に植えられている樹木からの落ち葉。想像しただけでも膨大な量に上ると思います。また、環境問題で落ち葉たきが禁止されており、各家庭からも相当量の落ち葉が排出されているものと思われます。これらの落ち葉を一般可燃ゴミとして処理していたのでは、ごみ処理費や環境負荷の軽減を考えると、得策ではないように思われます。本当にもったいない思いがいたします。毎年、秋になると大量に出る落ち葉を落ち葉ステーションに集積し、発酵促進剤などを添加、発酵させ堆肥化し、緑のリサイクル事業として腐葉土を作っている自治体もあるようです。八街市としては、落ち葉処理として、どのような対策を講じてこられたか。また、有効利用としてどのような取り組みをしておられたのか、お伺いいたします。

続きまして、質問事項3、教育問題。

学力向上について、お伺いいたします。

八街市は平成24年度、中学校において、新学習指導要領による教育課程が全面実施され、子どもたちの生きる力をより一層育むことを目指し、各中学校では変化の著しい、これからの社会をたくましく生きるために、確かな学力と豊かな心、そして健やかな体をバランスよく育てるよう、取り組んでおります。

また、平成9年度より、全国に先駆けて幼・小・中・高連携教育を推進してまいりました。学校改善、継続指導、家庭や地域との連携を3本柱に、それぞれの校種がつながりを活かして生きる力の育成を目指してきたところです。今後も幼稚園、学校教育において、特色ある教育活動を行いながら、子どもたちにとって魅力ある園・学校作りを進めてまいりますと、平成24年度教育要覧の初めに謳っております。

魅力ある学校作りでは、モデルケースとして八街中央中学校が取り組み、先生が本気を出し、変われば、それを生徒たちが感じ、生徒もまた変わっていくんだと実感いたしました。生徒一人ひとりに対する先生たちのまなざしが、子どもたちに自分の存在意識を自覚させた成果ではないかと推察、評価するところです。

25年度には八街中学校においても魅力ある学校作りを推進され、成果を上げられ、落ちつきのある授業風景があり、生徒一人ひとりが参加し、授業を作っていると感じられました。また、小学校、中学校の交流に合唱を取り入れておられました。全員参加で歌う合唱を通して、子どもたちが集中して、ひとつながりになっている姿に感動させられました。

こんなすばらしい取り組みをしている八街市であります。もちろん学力も向上し、教科によっては県の平均を上回る学校、学年もあり、確実に学校改革の成果があらわれてきていると思われまます。そして今年度、八街市は教育長が変わられました。加曾利佳信新教育長になられたわけですが、新教育長はどのような施策をもって学校教育に取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

私は前述させていただきましたが、変化の著しいこれからの社会をたくましく生きるために、確かな学力と豊かな心、そして健やかな体をバランスよく育てる。このことが重要なことだと感じております。学力、心、体、どれが欠けてもいけないと思います。

具体的な取り組みとして、まず要旨①英語教育について、お伺いいたします。

なぜ日本人は英語が話せないのか。大学入試のための中・高英語教育になっているのではないか。こんな指摘を受けている現実があります。グローバル化社会をたくましく生きていく人材を育てていくことが、これから求められる英語教育ではないかと思います。八街っ子の英語教育はどのように改善、進化させていかれるのか、お伺いいたします。

次に、要旨②読書について、お伺いいたします。

1月23日、24日の2日間、文教福祉常任委員会と経済建設常任委員会の合同視察研修に行っていました。栃木県那須烏山市と埼玉県三郷市です。その取り組みで大変すばらしいものがありましたので、ご紹介いたします。

まず、三郷市ですが、読書で育む家族のきずな「日本一の読書のまち三郷」作りを目指し、「家読」宣言をしております。「家読」宣言とはどのようなものか、ご紹介いたします。

三郷市「家読」宣言。

子ども時代の読書は生涯学習のスタートであり、多くの知恵を養うとともに、豊かな創造力や感性を育みます。子どもは家庭で醸成された気風によって成長します。子どもに必要なのは、家族の愛情と心のつながりです。「家読」は、それを実践するための大切な方法の1つであると考えます。また、本を読むことによって習得する言語能力と知的エネルギーは、やがて地域の街づくりや国の発展にもつながるものです。三郷市では「日本一の読書のまち三郷」作りを掲げ、市民総ぐるみの読書活動の推進に取り組んでまいりました。「家読」の活動が、三郷市はもとより全国に広がり、読書活動を通して多くの子どもたちと家族が心通わせて幸せに過ごせるようになることを願い、次のとおり宣言いたします。

1つ、子どもが本を読み、心の中に想像の翼を広げ、知的エネルギーを蓄え、未来へ向かって羽ばたくように努めます。

1つ、家族が本に親しみ、語り合い、コミュニケーションの輪を広げ、親子のきずなが深まるように努めます。

1つ、読書環境や本に触れる機会を整え、「家読」を推進し、人と人とのきずなを深め、豊かな街づくりに努めます。

このようなものです。大変結構な取り組みであると、評価するところであります。

また、「家読」を始めるには10のポイントがあります。

- ①家族で話し合って、「家読」の日を決めよう。
- ②我が家の「家読」スタイルを話し合って決めよう。
- ③家族で話し合って、読む本を決めよう。
- ④ノーゲーム、ノーテレビで「家読」をしよう。
- ⑤年齢に合ったスキンシップをとりながら「家読」をしよう。
- ⑥我が家の「家読」の記録を残そう。
- ⑦家族の読書体験を語ろう。
- ⑧家族文庫を作ろう。

⑨図書館に行こうデーを作ろう。

⑩「家読」の輪を広げよう。

というものです。

子どもの時代から読書習慣を身に付けておくことは、三郷市家読宣言にあるように、多くの知識を得、知恵を養い、豊かな想像力や感性を育みます。八街市におかれましても家読を取り入れ、日本一の座は三郷市さんにお譲りするにしても、千葉県一の読書のまち八街を目指してはいかがでしょうか。

次に、要旨③親の学習について、お伺いいたします。

親は子どものことでいつも悩んでおります。乳幼児の時、就学前、就学時、就学後、成長時期に応じていろいろな問題を抱えております。親の悩みを解消すべく、段階ごとに講座を開いて親に学習してもらい取り組みを、三郷市で行っております。三郷市青少年育成市民会議という、行政の附属機関ではなく、有志市民を構成員とした市民団体と行政の協働事業で運営されている親の学習講座です。同じ世代の子どもを持つ親同士が自分の悩みを打ち明け、聞いてもらう、また、人の悩みを聞くことによって、自分は一人ではないんだ、聞いてもらえてよかった、相談する人ができてよかった、先輩ママさんの体験が参考になったと、子育て不安が大分解消されているようです。親の学習講座で大切なことは、話し合い形式で行われていること。そして、講師とともに語り合い、子育ての悩みを相談できる関係になること、保護者同士が仲よくなることのようにです。

三郷市青少年育成市民会議子育て応援部会の谷口昭作部会長は、「親業」のことを次のように言っております。子育ては、具体的な成長を支えるだけでなく、社会で生きていくために必要な知識や知恵を与える大きな意味を持つ、尊い仕事です。子育てのことを家庭の中で抱え込まないで、子どもの年齢、年代ごとの成長にふさわしい「親業」をみんなで一緒に考えましょう。

八街市では、親の学習に関してどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

次に、要旨④サタデースクールについて、お伺いいたします。

これは那須烏山市の取り組みです。平成14年、旧南那須町の時、学力低下対策として始めた事業で、当初は中学3年生対象で、英数国の3教科を民間の塾講師に授業を依頼していたようです。現在は小学校6年生、中学校3年生を対象とし、講師は宇都宮大学の学生に依頼しているようです。期間は、学校行事の忙しい9月までは避けて、10月から2月までの合計16日間、開校されたとのことです。小学6年生は参加100名、対象児童の42.4パーセントで、中学校へのスムーズな接続のために、習熟度別に国・数の標準、発展。中学3年生は参加79名、対象児童の30.3パーセントで、高校進学実現のために習熟度別にクラス編成され、国・数・英を基礎、標準、発展という内容で学習するものです。会場は閉校された小学校を利用し、スクールバス11台を利用し、登校したとのことです。

サタデースクールはどのような成果が上がったのか、参加者とその保護者のアンケート調査があります。各科目での勉強面では、全ての科目において、90パーセント以上の児童が

わかるようになったと回答しております。またサタデースクールに通って、毎日の生活や考え方の変化についてのアンケート調査に対し、小学6年生では、1番が勉強を頑張ろうと考えるようになった、61.4パーセント。2番が、勉強に自信がついた、42.0パーセントでした。中学3年生では、1番が、勉強を頑張ろうと考えるようになった、57パーセント。2番が、進学することに希望が出てきた、31パーセントでした。保護者からは、1番が、勉強を頑張ろうと考えるようになった、35パーセント。2番が、サタデースクールに通うことが楽しみになった、33パーセント。3番が、特に変わりはない、32パーセントという回答結果がありました。那須烏山市のサタスク事業参加者は、小学6年生で対象児童の42.4パーセント、中学3年生では30.3パーセントが参加しております。年々、参加児童も増加しているようです。大人からの押し付けではなく、子どもたちの自発的なやる気を引き出している事業であり、すばらしい取り組みだと感じております。

サタデースクール開校に関しての本市のお考えをお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終了いたします。明瞭なるご答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、まちの活性化について、答弁いたします。

駅周辺の空き店舗対策として、八街ティ・エム・オー構想に基づき、各種事業を地元商店会及び八街商工会議所と連携し、取り組んでいるところでございます。具体的な事業といたしましては、雇用対策及び空き店舗対策として、八街駅南口での八街市推奨の店「ぼっち」、「ブランみなみ」及び「ギャラリー悠友」を支援し、駅周辺の賑わい創出を図っているところでございます。

八街駅南口商店街での空き店舗数は、過去より商店として営業していたが、現在、商店とっていない軒数が18軒で、その内、店舗としての活用を希望しているところが8店舗あります。そのほかは住居として使用しているものや、店舗として利用される意向がないものであります。しかし、八街駅周辺で空き店舗を活用し、新たに開業する動きも見られております。具体的に申し上げますと、旧すずこ跡地にオープンしたトウズ八街店をはじめ、駅南口には八街産小麦農林61号を使用したうどん店、飲食店、不動産業やペットショップ等がオープンするなど、少しずつではありますが、空き店舗を活用する動きが出てきております。

なお、八街商工会議所及び八街駅南口商店街振興組合では、空き店舗を活用したい旨の相談及び問い合わせには店舗情報を紹介するなど、空き店舗解消に向けての取り組みも既に行っております。

また、昨年9月より始まりましたやちまた駅北口市を市と八街商工会議所が支援し、毎月第2日曜日に開催しているところであり、さらなる駅周辺の賑わいの創出につながっているものと感じております。今後も市といたしましては、駅周辺の活性化に向けて、八街商工会議所及び八街駅南口商店街振興組合と連携を図り、現在行っている雇用対策及び空き店舗対策としての八街市推奨の店「ぼっち」、「ブランみなみ」及び「ギャラリー悠友」を引き

続き支援し、あわせて空き店舗解消に向けて、相互の連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項2、環境問題について、答弁いたします。

(1) ①ですが、行政で管理している施設公園の樹木の落ち葉の処分方法についてでございますが、八街市の都市公園13カ所につきましては、公園清掃業務を八街市シルバー人材センターに委託しており、樹木の落ち葉収集もお願いしております。収集された落ち葉につきましては公園管理業務委託業者にて回収し、クリーンセンターに運搬し、処分しております。

次に②ですが、落ち葉の有効利用につきましては、平成23年3月11日の東日本大震災以前は、落ち葉を腐葉土として利用したい方には自由に持ち帰っていただいておりますが、今現在は放射能による間接的な被害が懸念されておりますので、落ち葉をお譲りしておりません。現在も月1度の放射能検査を行っている状況ですが、震災から3年がたち、以前に比べ数値も低く、変化も少ないことから、来年度からは検査を3カ月に1度にして様子を見ていく方向で進めております。今後、安全に落ち葉の有効利用をしていただける状態となった際には、震災以前のように利用していただければというふうに考えております。

○教育長（加曾利佳信君）

質問事項3、教育問題について、答弁いたします。

①ですが、学習指導要領が改訂され、中学校では特に音声面を中心とした、外国語を用いたコミュニケーション能力の育成が重要であるとされました。この改訂の趣旨を受け、各中学校では授業において、生徒が積極的に英語を話す機会を多く設けるようにしております。

また、本市では市内全小・中学校においてALTを活用し、事前に教員と連携を図りながら、コミュニケーション能力を高めるよう、授業を進めております。

次に②ですが、現在、市内各小・中学校において、朝の読書に取り組んでおります。一日の始まりである朝の時間に、静かに読書に取り組むことにより、児童・生徒の落ちついた態度につながるという効果があらわれております。また、毎日、文章を読むことで、学力向上にもつながると考えております。

次に③ですが、子どもたちを取り巻く環境の変化は著しく、家庭のあり方や親としてのあり方が問われている中で、親が子育てについての教養を深め、家族の触れ合う方法を探求していただくために、家庭教育学級を市立幼稚園、小学校、中学校の全てに開設しております。また、家庭教育講演会を開催し、市民の方々に教育の原点である家庭教育について再確認していただいております。その他に、家庭教育だよりやリーフレットを配布することで、家庭教育学級や講演会等に参加できない保護者にも家庭教育の大切さを理解していただいております。今後は、関係各課との連携を図りながら、より多くの市民に学習していただくことで、今以上に子育てに関心を持っていただき、子どもたちの学力向上にもつなげてまいります。

次に④ですが、ご指摘のあった那須烏山市のサタデースクール事業は、学力向上を目的とした事業としては非常に有効であると思っております。サタデースクール事業の立ち上げについて

は、臨時講師の確保、賃金の予算化、学習会場、児童・生徒の送迎・見守り等の課題があります。現時点では、財政状況を考慮すると非常に難しい状況ですが、学力向上に向けた1つの取り組みとして、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

○木村利晴君

それでは何点か、再質問させていただきたいと思います。

まず、まちの活性化についてなんですが、空き店舗対策。山口議員、石井議員も魅力ある街づくりについてる質問をされておりましたが、やはり魅力ある街づくりにおいて、空き店舗対策というのは重要な問題だと思っております。

沖縄ではまちの活性化のためにポケットタイプのガイドブックなるものを作っているんですね。このような小さいものなんですけれども。このようなガイドブックを作成して、まちのPRをしているんです。非常にコンパクトでわかりやすいものなんです。八街市では、このようなものをちょっと作って、宣伝しているようなことはあるんでしょうか。ちょっとお尋ねいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

そのパンフレットの中がどのような紹介文か、ちょっと私は存じませんが、八街市で、商店街として商工会議所が作成した、各店舗の情報を集めた、その3倍ぐらいになりますが、パンフレットを作って、商店の魅力でPRと。その倍ぐらいですね。そのようなものを作っているのは、前にございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。

どんなものかという、いろんなまちのことを紹介しているんですね。まちのいろんな豆知識的なことも書いてあります。地域の特色あるものを掲げているんですが。あとは、店舗の紹介ですね。店舗紹介もあります。要するにマップとして作られているんですね。小さなものなんですけれども。ポケットにちょっと入るものですので、非常に扱いやすいのかなというふうに思いますので、八街市もこういう、いろんな店舗紹介。どこに何があるのか。八街に来られた方がお土産にピーナッツを買っていきたい、落花生を買っていききたいといったときに、どこに行ったらいいのかというの。そんな小さなマップがあればわかりやすいのかなというふうに思っております。

あと、空き店舗対策なんですけれども、やはり空き店舗やあまりお客さんの入っていない店舗、こういうお店があると、周辺のお店にも大分悪影響を与え、連鎖的な空き店舗の増加につながっていくのではないのかなというふうに懸念されます。まちの店舗数の減少はまちの魅力や集客力、収益の減少にもつながります。空き店舗が現在、まちに引き起こしている問題というのはどんなものがあるのか。また、空き店舗が発生した原因は何なのか。この辺のところもよく考えていかなきゃいけないと思います。消費者から支持されない弱い店舗も、空き店舗と同様に見ていった方がいいのかなというふうに思います。時代転換するにはやはり抜本的な対策も必要と考えます。八街の南口の空き店舗、これが発生した原因が

どこにあったのか、そんなところがおわかりになりましたらちょっとお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

駅南口の商店街、ここで現在の空き店舗につきましての調査等も行っております。これは先ほど市長の方からご答弁申し上げましたとおり、現在は空き店舗というか、閉めた方が18軒。そのうち8軒の方は店舗としてお貸ししたいという希望を持っております。残りの10軒の方についてはお住まいであるとか、あるいは店舗として、もう貸す希望をお持ちでない。ですからこの10店舗を空き店舗と申すのか、空き家と申すのか、この辺については私どももちょっとはっきり申し上げられませんが、現在のところの状況はそういう状況です。これがなぜそういうふうになったかというふうなことについては、消費者の方の求めているものと、やはり現在の商店街の営業の仕方が違う。これについては、郊外型の商店で、これだけ大型店が八街だけではなくて、どこでもこれが今繁盛しているという状況の中からすると、専門店ではなくて、逆に1カ所で全ての用が足りる、専門店の場合ですと、専門店が幾つか複合的に入っているビル等に、消費者が求めて買いに行く。

それと、八街市の場合は以前、北口の区画整理をやる際に、南口も何とかしなきゃいけないということで、市の職員、私は当時、担当していたんですが、皆で回りまして、意見等をお伺いさせていただきました。私はたまたま農業の分野も一緒にしているんですが、農業の場合ですと高齢化ということが盛んに言われますが、商店においてもやはり高齢化、後継者不足というものは同じでございます。当時、自分の代は商店、このお店をやるけれども、後は後継者がもういないんだよと。ですから市としての区画整理とか再開発というものについては、私たちは自分の代で終わりだから、もうそっとしておいてくれという意見も大変多くございました。そういうことを考えますと、今の消費者のニーズ、それから商店の高齢化、後継者不足というのが原因ではないかというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

どういう理由にしても、お店が閉まっているというのは非常にイメージ的に悪いですよ。活性化というか、元気のあるまちのように見えませんので、その辺のところも考えていただきたいなど。これからも八街市の中心市街地の活性化に対して英知を費やしていただいて、元気な八街を創造していただきたいと思います。

続きまして環境問題、落ち葉問題なんですけれども、先ほどもクリーンセンターの話が出ていましたけれども、ごみ処理費用の問題もあります。また焼却炉の、熔融炉のことも考えますと、ごみはなるべく少ない方がいいのかなというふうに思いますけれども、やはりごみ処理等でまちの人たち、八街の市民にある程度、そういう環境意識を持っていただけるような取り組みを八街市にもとっていただければありがたいなど。今、ご答弁の中で放射線の影響もあるということでしたので、放射能の問題がある程度解消されるようになりましたら、緑のリサイクル事業を検討されまして、市民と協働で、腐葉土作りを通して、皆で環境に対

して関心を持っていけるようなまちにしていければというふうに思っております。よろしく
お願いいたします。

あと、次です。教育の問題、学力向上に対して。

最初に4つ質問させていただきましたけれども、英語教育に対して、やはり日本人とアメ
リカ人、外人との温度差があるというか、認識の違いが大分あるような気がいたします。

資料を配付させていただきましたけれども、「なぜ、今、ジョン万次郎なのか？」という
ようなテーマで、訴えられている方がおります。ケビン・クロンおじさんという方なんで
すが、この方はアメリカ合衆国のシカゴでお生まれになりまして、お父さんが特命全権大使
を歴任されたということで7カ国で暮らして、4カ国語のマルチリンガルであるというこ
とで、上智大学を出ております。この方が勧めている英語はどのようなものかという、やはり
日本のことを、皆日本人は日本のことを知っているわけですけども、そのことを英語化し
て、英語で外国の方に伝えるということが何かできていない。日本のことを日本人はあまり
知らない。それをまた英語で伝えることもできない。それではやはりしようがないんじやな
いか。アメリカで一番有名な人はジョン万次郎だということらしいんですね。今アメリカの
中学校、高校で最も読まれているのがジョン万次郎の物語で、ハート・オブ・ア・サムライ
というようなテキストが一番読まれているということなんです。ジョン万次郎さんが一番有
名人なんだということです。こういうことに取り組んでいる人もおりますので、こういう
ことも参考に、八街の英語教育を考えていただければと思います。

それでもう一つ、英語教育において、大阪の箕面市の教育委員会で、これから、東京オリ
ンピックが決まりましたので、東京オリンピックを開催する2020年を目標として、小学
校に英語に関する教科を新設する。そして英語教育改革実施計画を発表いたしました。小学
校に関しては全学年で毎日15分間を英語教育に充てる。3年生以上はこれに加えて、週に
1時間程度の授業を行うというものです。中学校では全学年で現行学習指導要領を上回る、
今は4時間なんですけど、週5時間を英語の授業に充てるというようなことです。このうち週
2時間は全て英語で行うことを目指すというようなことを発表されました。八街市としても
前向きに英語教育のことを考えていただきたいと思うんですが、すぐにはできないと思
いますが、こういう取り組みを検討されていかれるか、ちょっとお伺いします。

○教育次長（長谷川淳一君）

お答えします。

2020年までに小学校におきましても英語教育が必修化されるということだそうござ
います。本市におきましては、小学校におきまして5、6年生までは本市のALTを派遣し、
英語教育ではございませんけれども、英語に親しむという時間を設けているところでござ
います。これを小学校1年生からずっと6年生まで通じてということになりますと、またAL
Tの問題もございますので、すぐにはできませんけれども、2020年に向けまして、今後
検討していきたいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。どうぞ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。次に「家読」について、読書。

八街市も読書習慣を付けているということをお伺いしましたけれども、やはり家庭での読書。三郷市さんで取り組んでいるのは家庭を巻き込んだ読書ということなんですね、家読というのは。ですから、子どもが家族と触れ合いながら、一緒に時間を、同じ目的のために過ごす。このことが非常に大事なんだろうと。会話も弾みまして、きずなも深まるというようなことが目的でもあります。学力向上につながることも確かでありますけれども、やはり家庭環境も改善されるのではないかというふうに思いますので、今学校で行っている読書以外に、家での家読なるものを推進していってほしいなというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

家読といいますか、家庭でコミュニケーションをとるという意味合いからも大変有効だというふうにお聞きしましたけれども、今後、学校に限らず、家庭におきましても読書活動、読書をしてもらうような時間帯を多くもてるような、そういった指導をしてまいりたいと考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

三郷市は日本一の読書のまちを目指しておりますけれども、八街市が日本一はちょっと難しいかもしれませんが、千葉県一の読書のまちを目指す覚悟はおありになりますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

千葉県一というと、ちょっと大変おこがましくて、なかなかお答えしづらいんですけども。

昨日の質問で、丸山議員の質問でしたけれども、来年度から新年度予算におきまして本市では学校図書館司書4名分の予算、週3日でございますけれども、予算を確保できました。学校図書館司書を活用しまして、より今まで以上に子どもたちに、よりよい本を提供できるような、そして図書室も整備しまして、よりよい図書館環境になりますような、そういったことを進めていきたい。それが、ひいては学力向上につながればというふうに考えております。

○木村利晴君

図書司書を4名確保できたということで、非常に心強く思っております。やはり良質な本を子どもたちに提供していただける、こんな取り組みをされていけば、子どもたちの学力向上にもつながるし、非常にいい方向に向かっていくのではないのかなというふうに思います。三郷市も図書司書に関してはかなり充実しております、週1回、必ず学校の図書館へ行ったりされているようです。そういう意味では、そういうふうに人数を増やして、きめ細かな、広く皆さんに良質な本を提供していく。こんな取り組みをしていただければ本当に、いいま

ちになるんじゃないかというふうに期待しております。ありがとうございます。

あと、親の学習について、質問いたします。

子どもと親とのつながりは、先ほども家読の話をしましたけれども、親子の関係は非常に大事だと思います。親の学習、本当に親はいろんな局面で悩んでおりますので、そういうところを解消するべく講座を開いていただければありがたいなど。今もいろんな取り組みをされているということだったんですが、ただもう一つ、ちょっと残念だったのは、残念というか、また確認したいんですけども、今取り組んでいる学習、講座は対話形式になっているかどうか。その辺のところをちょっとお聞きいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

家庭教育学級でございますけれども、対話方式になっているかどうかというのは、ちょっと。私も目で見たことはないのですが、申し訳ないんですけど、なっているというふうには聞いております。

○木村利晴君

いろんな講座がありますけれども、一方通行で、教える側が自分たちの思いだけで、聞いている受講者の気持ちをくみとっていくようなことをしていかなければ、本当の講座、助けにはならないのかなというふうに思いますので、できるだけ対話、受講者と講話者が対話できるような、そんな講座を設けていただければありがたいかなというふうに思っております。その辺のところもひとつよろしく願いいたします。

最後の質問になりますけれども、サタデースクール。

本当に那須烏山市におきましては実績が上がっている。参加者も増えて、今どんどん人気が高まってきて、途中からでも受講を受け入れているようです。どこかでこういうものに取り組んでいかないと改善されないのかなというふうに思いますので、今は土曜日に授業がないですから、その分をどこで補うのかということになってくると、こういうことも必要なのかなというふうに思います。なかなか、会場作りだとかいろんなことで、講師の面で費用もかかるでしょうし、大変なことだと思いますけれども、ぜひ前向きに考えていただければと。那須烏山市は栃木県なので宇都宮大がある。八街市は千葉県なので千葉大がありますので、千葉大の学生さんに応援していただいて、このような取り組みができれば、すごくいいのかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに捉えてやっていただきたいなというふうに思います。

今、教育問題に対して4点質問させていただきましたけれども、各地ではいろいろな取り組みをしております。本市におかれましても他市に負けない特色ある取り組みをされていると思いますけれども、ほかの取り組みであっても、いいものはいいのだと、こういう気持ちで前向きな捉え方をして、八街っ子のレベルアップを図るべく取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議の途中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 3時22分)

(再開 午後 3時35分)

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の個人質問、予定最後の小山栄治議員となりました。頑張りましょう。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。頑張ります。

今回、初めて一問一答で一般質問させていただきます。

まず、成田空港パスポートについて、お伺いいたします。

Nパスの申請は去年11月から始まり、約3カ月がたちましたが、今までのNパスの申請状況と、今後の受け付け業務について、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

成田国際空港株式会社が発行する成田空港パスポート、通称Nパスにつきましては、昨年9月定例会における小山議員からの一般質問を受け、私から成田国際空港株式会社に対して、本市市民にもNパスを発行していただきたいと要請をしたところ、特例的に八街市民にもNパスを発行していただけることになったものでございます。

その後の経過、現状につきまして、ご報告申し上げます。

Nパスの本市における受付窓口は企画課でございます。昨年11月24日の日曜開庁日から受け付けを開始いたしました。受け付け開始当日は112人の申し込みがありました。以後の受け付けにつきましては平日、企画課窓口のみで行っております。申し込みに必要な書類としては、企画課に備え付けのNパス申込書、パスポートサイズの証明書用写真1枚、氏名・現住所・生年月日が確認できる身分証明書の写しを提出していただきます。書類に不備がないか確認させていただいた上で、企画課において取りまとめ、成田国際空港株式会社に送付しております。空港会社において、書類内容を確認された後、直接、空港会社からご自宅にNパスが送付されます。申し込みをいただく市民の皆様には、発行までにお時間がかかることをご了承いただいております。

なお、2月12日までの受け付け件数は507人であり、受け付け開始当初は申し込みも多い状況が続いておりましたが、今年に入りましてからは申請のない日もあり、概ね一日平均3人ほどとなっております。

今後の受け付けでございますが、本市における受け付け事務の流れは、成田国際空港株式会社との協議の上で決定されたものであり、書類内容の確認等、十分注意をして受け付け事

務を行うこととされておりますので、これまでと同様の流れにより、企画課窓口において受け付けを行うこととなります。

○小山栄治君

今回のNパス申込事務、企画課の皆さんにおいては今までの業務のほかにNパスの受け付けということで、御礼申し上げます。

そこで、今後、Nパスの申込事務等の市民への周知、これはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この辺につきましては、先ほど市長が答弁を差し上げましたけれども、少なくなってきたような状況、これをある程度行き届いているというふうに捉えるのか、周知が足りないというふうに捉えるのか、それはいろいろあると思いますけれども。今のところ周知ということ、これから改めて周知するという事は考えておりませんが、その辺を分析させていただきまして、まだ周知が必要だということであれば、それなりの取り組みはしていかなければいけないというふうに考えます。

○小山栄治君

市民に周知が行き届いているというようなこともあるかもしれませんが、市民に対して一年に一度ぐらい、Nパスというものを周知していただくということも大事なことだと思いますし、15歳になれば取得できますので、新しく15歳になった人に対してもそういうことは教えていくべきだし、広報やちまた等、いろいろと回覧などで周知しましたけれども、まだまだ、私が話を聞くとそういうものを知らない人もたくさんいますので、ぜひこれからも、一年に一度でも結構ですので、市民に対してこういうものがありますよということで周知していただきたいと思います。

次に、②パスポートについて、お伺いいたします。

パスポート、いわゆる旅券の申請や交付の事務を2015年度中に県内54市町村に一括移譲したいと、県の考えを示しました。県は全市町村の理解を得ながら移譲を進めると考えているようですが、本市のパスポート事務をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

パスポート、いわゆる旅券に係る事務につきましては、昨年5月に県の国際課から、旅券事務の権限委譲に係る市町村意向調査がございました。関東1都6県で千葉県だけが権限委譲を行っていないとのこととございました。県の資料によりますと、八街市における平成23年度の申請件数は2千7件とのこととございます。

昨年の意向調査に対しては、1階の住民関係の窓口が非常に混雑していることと、事務スペース及び人員の確保の検討が必要と、本市における事情のみ報告しております。この意向調査時に県国際課に確認したところ、早急に市町村に対する説明会を開催するとのことでしたが、昨年中の開催はございませんでした。なお、昨年11月に県国際課が県内全市町村を

訪問し、説明及び意向確認がされておりましたが、森田知事は12月の県議会で権限委譲を進めると答弁されました。新聞報道においても、県は平成27年度に県内54市町村に一括委譲する方針を固めたとの報道がございました。今月に入りまして、県国際課から説明会開催にあたり、日程調整についての照会がございました。

今月に入り、本市といたしましても、現時点での情報は以上のとおりでございますが、今後、開催されます説明会の内容や県の動向を踏まえまして、また印旛振興事務所管内の市町と調整を図りながら、足並みをそろえた対応をしていく必要があるというふうに考えております。

○小山栄治君

意向調査に対して、1階の住民関係の窓口が非常に混雑していること、また事務スペース及び人員の確保の検討が必要だという本市の事情を報告したというご答弁がありましたけれども、今までの申請件数を見ますと、申請、発行で一日平均20人ぐらいが来庁されると予想されると思われませんが、もし千葉県全市町村で一括委譲された場合、窓口事務スペース及び人員はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご指摘のとおり、県の方の意向調査に対しましては窓口の状況を示して、事務スペースが手狭になっている現状がありますので、スペースの確保とか人員の確保、これが必要だというふうにお答えしているところです。今のところはそういうところございまして、その事務についてどのぐらいのスペースが必要なのか。また、どの程度の人員が必要なのかということについての具体的な検討はしておりませんが、考えてみますと、旅券事務専用の窓口というのはやはりどうしても必要になるだろう、ということになるだろうと思います。それから当然、そこに対しても職員を1人貼り付けるというような形にはなるかと思っておりますので、少なくとも現状あんな混んでいるような状況の中でそういったスペースが確保できるかというようなこと。人員の確保については現状の職員の中で行うのか、それとも臨時職員を雇用するのか、増員するのか、いろいろ考え方はございますけれども、いずれにしても専用の窓口あるいは職員というような形が必要になるのではないかというようなところは、予測されるところでございます。

○小山栄治君

これは2015年度からというようなことで、2015年の、恐らく夏、秋頃になってしまふというような話も聞きますけれども、これは完全に全市町村の理解を得ながら行うということですので、本市がなかなかできないからといって反対するというのも、また難しい問題だと思いますけれども。ぜひ千葉県で、市民が便利な街づくりというためにも、パスポートを八街でとれば非常に便利になりますので、本市としても来年度の話だと思いますので、ぜひ検討して、場所・スペース、人員確保をお願いしたいと思います。

続きまして、農業問題について、お伺いいたします。

まず初めに、青年就農給付金について、お伺いいたします。

①としまして、平成25年度の青年就農給付金の給付状況、それから26年の給付の見込みについて、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成25年度の青年就農給付金の給付につきましては、給付要件に必要となる人・農地プランへの位置付けがされ、既に2名の方への給付を開始しており、年度内には、さらに5名の方と、ご夫婦で給付を申請している1組への給付を予定しております。また、平成26年度の給付見込みにつきましては、本年度から継続して給付する7名、1組に加え、新たに対象者5名を見込んでおります。

○小山栄治議員

それでは何点かお聞きしますけれども、就農給付金は就農してから5年目までとなっておりますけれども、今回7名、1組は就農してから何年ぐらいの人が給付になりましたか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の7名プラス1組の方につきましては25年の就農ということで、25年度と、26年、今年の2月の予定と、25年の7月、それから25年9月、そのほかの方については26年2月に就農する予定ということでございます。

○小山栄治君

そうすると、5年間丸々給付されるということだと思いますけれども。

1組の夫婦、給付者は家族経営協定は結ばれたのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この方はご夫婦で受けるということで、新規就農。親元就農ではなくて新規就農ということで、その辺についてはまだ今後の手続という形になるかと思えます。

○小山栄治君

たしか、夫婦で就農する場合には家族経営協定を結ぶというようなことが給付の条件になっていると思いますので、ぜひ家族経営協定を結んでいただきたいと思えます。

それから、今回の給付を希望したけれども、この条件に当てはまらなかったとか、断念してしまった人というのはいたのかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

人数の方はちょっと定かではございませんが、いらっしゃることはいらっしゃいました。これについてはやはり要件等がクリアできない、あるいは新規就農自体を諦めたという方もいらっしゃいました。

○小山栄治君

千葉県には東金に農業大学校ですか、それから館山にもそういう農業の学校がありますけれども、この青年就農給付金、準備型というのがありますけれども、この給付を受けている人または希望している人で八街市に就農する予定者がいるのかどうか、わかりましたらお願いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この準備型につきましては申請自体が県の方の受け付けということで、現在その辺の、八街市に就農希望があるかどうかという人数については、ちょっと私どもの方では把握できておりません。

○小山栄治君

八街に就農してくれる人がもしいればということでも聞いたんですけれども、県の方に問い合わせれば当然答えていただけたらと思いますけれども、その辺も調査していただくといいのかなと思います。

それでは次に、本市では就農相談窓口というのは行われているのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

就農相談といいますか、給付金そのものについては農政課の方の窓口が担当しております。就農そのものについても農政課の窓口でご相談は受けております。場合によっては農業事務所の職員と一緒に、就農全般にわたる相談はお受けしております。

○小山栄治君

そういう窓口はあるようですけれども、時々私のところにも県の方から電話が来まして、農業をやりたいんだけど、受け皿となってもらえませんかというような相談などもありますので、もしも八街の市役所の中にそういうものがあれば、そういう農業体験などをした人の窓口などもぜひやっていただけたらありがたいなと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、②親元就農について、お伺いいたします。

昨年度、親元就農の給付に対して大分緩和されましたけれども、まだまだ給付を受けるには課題があるように聞きますが、どのような課題があると考えているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

親元就農として青年就農給付金を受給するためには、生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引することや、親の経営から独立した部門での経営を行う等の条件がございます。一番の課題でありました農地の賃借問題が一部緩和されましたが、給付期間中に親族から賃借した農地の所有権移転を行うことが条件とされており、その際に贈与税の課税が発生する等の問題が残っております。今後におきましても、要件緩和などに関する動向に十分注視してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

今年度は親元就農はいなかったということでしたよね。答えはなかったですか。

それでは聞きます。今年度、また来年度、給付予定者また給付された人、この中に親元就農者はいたのかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

25年度あるいは26年度を予定しております7名の方、このうち5名の方が親元就農で
ございます。1組のご夫婦については新規ということで、7名プラス1組のうち、5名の方
が親元就農ということでございます。

○小山栄治君

来年度、26年度は。

○経済環境部長（中村治幸君）

26年度についても同じでございます。そのほか、26年度に25年度と継続で受ける方
は今言った方ですが、26年度、私どもの方では5名ぐらい新規就農でいらっしゃるだろ
うということで今回予算繰りの方はさせていただきました。ただ、これにつきましては現在3
名ほどご相談はいただいておりますが、まだこの辺については確定されておられません。

○小山栄治君

今年の7名の中から5人が親元就農だということですが、親元就農の場合に、親の
土地または三親等まで所有権を借りられるということですが、所有権の移転というの
は親だけじゃなくて、三親等まで所有権の移転が必要なのかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、やはり所有権移転が必要ということで、そこが一番大きな問題だろ
うというふうに考えております。

○小山栄治君

この辺は本当に問題なんですけれども、親の土地ですと贈与というようなこともあります
けれども、三親等までというと、これは買上げないとなかなかいけないことになると思い
ますので非常に難しいのかなと思いますけれども。借りている土地の半分以上の人が所有権
の移転をしなければいけないとなっておりますけれども、極端な話、100パーセントのう
ち49パーセントを親族ですね、そちらでやれば、所有権の移転はしなくてもいいというよ
うな解釈にとってよろしいのでしょうか。その辺はいかがですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

親元就農で親からの賃借という場合に、これについては半分以上ということではなくて、
私どもは、全賃借物件の所有権移転というふうに認識しております。

○小山栄治君

全部の借りている畑の半分以上が親の土地を借りている人は所有権の移転をしなければい
けないというようなものになっているんですね。そういうことを考えると、親から半分以上
内で、ほかから、第三者の土地を半分以上借りれば、所有権の移転というのはしなくてもい
いのかと、私は解釈しちゃうんですけれども。その辺は、そういう解釈というのは間違っ
ているんですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

多分1ヘクタールを新規就農でやる場合に、第三者から6反歩を借りて、親から4反歩を
借りるとした場合と、逆に6反歩を親から借りた場合には、この6反歩について所有権移転

しなきゃいけないということが明確でありまして、1ヘクタール全てを親から借りれば、これは当然、全部移転。50パーセント以下の場合に親の土地を所有権移転しなければいけないということについて、ちょっと私の今の認識ではあれですので再度、後ほど確認させていただきたいと思います。

○小山栄治君

親元就農では特に、先ほども贈与税のことで非常に難しいんだというような話がありましたけれども、所有権移転の際に贈与税の課税が発生する等の問題が残っている中で、昨年4月に創設されました、農地に係る贈与税の納税猶予の特例が昨年4月に創設されましたけれども、青年就農給付金、親元就農の所有権移転、これは農地に係る贈与税の納税猶予の特例には当てはまらないのかどうか、お聞きいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

それにつきましては、大変申し訳ございません。ちょっと不勉強で、今は未確認でございます。

○小山栄治君

私も間違っていたら申し訳ないのではっきりとは言えませんが、たしか去年4月にできましたものは、親元就農に関して、農地の所有権を移転するという事で贈与税がかかってしまう。それに対して贈与税をかけるのは非常にまずいということで、20年間農業を続ければ納税猶予と。今までも相続の関係で納税猶予がありましたけれども、生前でも贈与税に関して、20年間農業を続ければ贈与税の納税猶予を行いますよと。これが特例だったような気がいたしますけれども、その辺も調べていただいて。贈与税の関係をかなり心配している人もいますので、その辺も調べてお答えさせていただきたいと思います。

次に、今後5年間の支援と見守りについて、お伺いします。

給付を受けても、5年間農業を続けていくことや、年間の所得が250万を超えると給付がつかなくなったりしますけれども、市としてはどのような調査や支援をしていくのか、どういう計画なのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

青年就農給付金につきましては、給付者一人ひとりが農業に対する強い意志のもと、営農計画を作成し、給付申請を行っているところでございます。市といたしましても、今後の八街市の農業を担っていただける新規就農者に対し、申請の際の営農計画が達成できるよう、交流の場の提供や営農指導を、給付金の給付期間は当然のことながら、給付終了後も、いんば農協、県農業関係機関と連携して、支援してまいりたいというふうに考えております。今後におきましても、給付金の給付を希望する新規就農者を含め、本市の農業の将来を担っていただく若い世代の支援を継続してまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

大変申し訳ございません。もう1点、親元就農のことで質問させていただきたいんですが、

よろしいですか。申し訳ございません。

今回、市では新規就農者就農支援金、これを月に2万円ですか、出していただけるということで非常にありがたいなと思っておりますけれども、これは国の給付金を受けられない人を対象に、今回は八街市が支援金を出すということですが、これはほかのところでもこういう制度というものがあるのか、八街独自でこういうものを作られたのか、その辺についてお伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

他市町村ということでは言わせていただきますと、この近辺ですと佐倉市が就農のお祝いという形で最初の1回、10万円をお祝いとして出すという制度はあるようですが、ほかのところでは、数少ないと思います。

今回これを私どもの方で予算を出させていただいた背景には、以前から議会等で申し上げており、先ほど議員さんの方もおっしゃいましたように、青年就農給付金の要件のハードルがまだ高い。親元就農の方については先ほどの土地の問題、それから所得制限、250万円を超えると給付は停止すると。逆に言いますと、途中で返還というようなこともございます。これらを考えますとなかなか、ちゅうちょされる方もいらっしゃると思います。若い新規の、親元で息子さんが家を継がれるというときに、親としてもこれから農業をずっとやっていただくかどうかという判断の中で、その段階で土地の名義を変えるということに対して、やはり抵抗感のある方もいらっしゃるようです。さまざまな要件でやはり合致しない、あるいは辞退される方、この人たちを何とか市として支援したいということで今回予算化させていただきまして、月2万円で2年間の支援をしたいというふうに考えているところでございます。

○小山栄治君

ありがとうございます。

月2万円で2年間、大体10人を予算にとっておりますけれども、これを支給する要件というのはどのようになっておりますか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これは青年就農給付金に漏れた方ということで、年齢については国と同じ45歳未満ということで、そのほかの要件についてはあまり細かい縛りは付けません。とにかく26年4月から就農された方については、年齢等で合致した場合に支給するというので、あまり縛りの方は付けませんような考えでございます。

○小山栄治君

24年から就農ということですか。6年からですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

この4月からです。

○小山栄治君

今年から就農する人ですね。ありがとうございます。

質問を忘れちゃって申し訳ございませんでした。

先ほどの5年間の支援ですけれども、青年就農給付金、これを給付されている人は年に2回、7月末と1月末に給付申請、就農状況報告、これを出すということになっておりますけれども、その報告書などを出すのに、市はどのように関わっていくのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては市の担当の方と十分話した中に出していただくわけですが、やはり5年間については今言われましたように給付ということもありますし、営農計画等の達成ができるような支援というような形での交流ができるということもございます。それから先ほどの市独自でやる給付金、これについても、これを支給することによって、どこのお宅に新規就農者がいらっしゃるのかということの把握もできますので、市とすれば、国の青年給付金を支給されている方、それから市の独自の給付金を支給されている方と、新規就農者等の集いといたしますか、集まりを作りまして、その中で指導農業士会や、その他の団体の方との交流を含めた中で営農計画が達成できる、あるいは目標達成できるような情報交換等、そういう場を市として作ってあげた中で、この辺を支援していきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

給付金を受けている人の現地確認ですね。その人がきちんと農業を続けているのかどうか、そういうものを確かめなければいけないと思いますし、所得が250万円を超えてしまうと給付がなくなってしまうということで、その辺のチェックというのも非常に大切になってくると思いますので、その辺も、いいかげんと言ったらおかしいですけども、きちんとした確認、そういうものを市の方で責任を持ってやっていただくことが必要になってくると思うんですけれども。現地確認というようなものを考えているのかどうか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

この辺については現地確認をしながらの指導というものも当然、必要になっております。この辺につきましては県の農業事務所等のご協力をいただきながら、市の中では、これはまだ決定してございませんが、各地区の農業委員さんにもその辺のお手伝いをいただきながら、自分の地区の中の新規就農者の方の確認等のご協力をいただければというふうに考えているところでございます。

○小山栄治君

今回の青年就農給付金、これを受ける人は原則として青年新規就農者ネットワークに加入するというようなことになっておりますけれども、青年新規就農者ネットワークというものはどういうものなのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

大変申し訳ございません。ちょっと勉強不足でその辺の認識を持っておりません。申し訳ございません。

○小山栄治君

これは新しくできたものですので、まだ、青年新規就農者ネットワークが完全に立ち上がっているのか、私もよくわからないんですけれども、これに加入するという条件が付いてお

りますので、多分、八街で給付を受けた人はこれに全て加入するというようなことになると
思いますので、その辺も調べておいていただきたいと思います。

続いて、(2)人・農地プランについて、お伺いたします。

本市ではプラン作成のための地域の話し合いが行われていますけれども、本市の人・農地
プランの進捗状況について、お伺いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の人・農地プランの進捗状況につきましては、昨年6月に市内全体での話し合いを行
いまして、その後に青年就農給付金の給付を希望する新規就農者が存在する地域から優先的
に話し合いを進めているところで、既に14行政区、6地区として話し合いの場を設け、プ
ランに位置付ける中心となる経営体などを決定いただき、原案を作成いたしました。この原
案を、12月議会で可決いただきました八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例により
設置しました協議会で妥当性等を審査いただいたところ、適当であると承認され、正式なプ
ランとして決定いたしました。今後におきましても順次、地域における話し合いを行い、地
域ごとの人・農地プラン作成を進めてまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

今までに14行政区、6地区で話し合いの場を設けて、話し合いがされたということだ
けけれども、話し合いの参加者に対しての声かけ、参加してくださいというようなもの、ど
のような人に声をかけたのか、お伺いたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

人・農地プランにつきましては前回もご答弁させていただきましたが、新規就農の方がい
る地区を優先的に現在行っております。これは先ほどらい、出ております青年就農給付金、
これは人・農地プランに位置付けていなければもらえないというようなことで、この地区を
先行しております。参集範囲につきましては当然、新規就農者の方、それから地元の農業委
員さん、それから指導農業士あるいは農業士会の方、認定農業者の方、それから連合会の方
ということで、現在はお声かけをしながらやっているところでございます。

○小山栄治君

たしか国の方ではできるだけ多くの人ということで、経営者だけではなくて奥さんや息子、
そういう人にも参加していただいて、また農業をしていなくても相続で土地をもらった人、
そういう人まで声をかけて話し合いに参加していただいた方がいいということになっており
ますけれども、話を聞きますと、こういう話し合いに出てくる人が非常に少なかったとい
うような話を聞きますけれども、その辺はいかがでしょうか。参加者が非常に少なかったとい
う話を耳にしますけど。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回やった中で一番多いところで27名の参加。一番少ないところは3名というところも

ございました。これにつきましては今議員さんがおっしゃられましたように、確かに多くの方に出させていただいて、相続で農地を取得された方、そういう方にも出させていただいて、最終的に人・農地プランが利用集積の計画ですとか、そういうものが入ったものが本来の人・農地プランであるということにつきましては認識しておりますが、先ほども申しましたように、そこまで今回は手が回っていない。実際には新規就農者のいるところを、とにかく早く、人・農地プランとしての位置付けてあげたいということで、今回は限られた中で行っている状況です。これにつきましては担当の方としても、今回の人・農地プランにつきましては利用集積計画がまだ入っておりません。ですからこれは当然、2回目の地区の説明会等を行う計画でございます。そのときには現在の参集範囲よりも広げて、より多くの方に来ていただくというようなことを考えていきたいと思っております。

○小山栄治君

今回、人・農地プラン、青年就農給付金をできるだけ早く給付したいというようなことで農政課の方も一生懸命にやってくれたということは、私も評価いたします。しかし、できるだけ多くの声を聞かないと、正確なプランが立てられませんので、今後よろしくお願ひしたいと思っております。

今まで14行政区、6地区でプランが作成されたということですが、最終的には幾つの地区を考えているのか、お伺ひいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

今年度、2月の下旬までで6地区ということで、去る2月14日にもう1地区で実施いたしました。3月中にあと4地区、10行政区で3月中に説明会等を行う予定でございます。

○小山栄治君

最終的に幾つ作る予定なんですか。

○経済環境部長（中村治幸君）

行政区の組み合わせ、これによってちょっと地区数が変わってくるんですが、今現在3月中で11地区ということで考えております。新たに新規就農を希望する方があらわれますと、その地区だけをまた先に、地区を分けて行うことも考えられる。現在の中では11地区ということでやる予定でございます。

○小山栄治君

11の地区ということですが、地区を余計にすると職員は大変だと私は思うんですが、富里市では1市で1つ、とりあえず作ったということです。今は1つのプランではいけないということらしいですけれども。私は八街を4つのブロックに分けて、4つにしちゃえば4つのプランで済みますので。そうすれば、八街全ての人・農地プランができ上がれば、それほど職員も苦労しないんじゃないかなと思うんですよね。細かくやっちゃうと、それだけ職員が大変じゃないかと私は考えるんですけれども。その辺は職員の考え方があると思いますので、11のプランを地区で行うということですが、今後このプランをやっていないところで青年就農給付金に手を挙げたら、またそこでやるということですが、

また大変になると思いますので、できるだけ大きなところにして、八街全てが網羅できるような形で持っていった方がいいんじゃないかなと私は考えますけれども、その辺も検討していただきたいと思います。

それから人・農地プランで中心となる経営体、これは今までどのような経営体があったのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

もう一度お願いします。すみません。

○小山栄治君

中心となる経営体ですけれども、これはどのような経営体になったのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

経営体につきましても、今回は認定農業者の方にまず経営体になっていただくということで認定農業者と、それから新規就農者の方、それから指導農業士会の指導農業士の方に今回は優先してなっております。

○小山栄治君

八街でこれから10年、20年先の農地をどのような人がやっていくかというようなことで、中心となる経営体は非常に大事なものになってくると思いますけれども、とりあえずこれは修正が幾らでも効くようですので、この経営体、後継者がいない人が経営体になっても、また10年たってその人が農家をやめてしまったら、せっかくそういう経営体になっても、何にもならない。八街の農地がまた減ってしまう、集積できなくなる可能性もありますので、その辺の中心となる経営体、その辺もしっかりとした経営体を見つけていかないといけないと思います。

続いて、②に移ります。八街市農業経営基盤強化促進協議会の組織と、会議の進捗について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人・農地プランを正式なプランとするために、市町村は農業関係機関等で組織する検討会を開催し、原案の妥当性等を審査することが必要となっております。このため本市では、先ほどご答弁申し上げましたとおり、八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例に基づきまして、協議会を設置したところでございます。

なお、協議会の設置にあたりまして、いんば農協や農業委員会、市内の農業関係団体等から推薦をいただいた8名を委員に委嘱させていただきました。去る2月18日には第1回目の協議会を開催し、各地域で作成した人・農地プランの原案についてを審議していただき、全プランが正式なプランとして承認されたところでございます。今後におきましても、必要に応じて随時協議会を開催し、人・農地プラン作成に向け、進めてまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

ありがとうございます。

協議会は8名の委員で構成されたということですが、8名の委員の構成をお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この委員さんにつきましては、まず農業委員会の会長。それからJAいんばで推薦している方。それから県の農業事務所から2名、うち1名は女性の方。それから市の農業研究会の会長。それから指導農業士の会長。それから指導農業士の女性の方1名。それから農家組合連合会の会長ということで、8名のうち2名が女性の方ということで構成しております。

○小山栄治君

先ほどの答弁の中で、今後必要に応じて随時、協議会を開くことになっておりましたけれども、予算書を見ますと、多分2回分の予算だったと思いますけれども、随時開くということと2回分の予算の整合性はどうなんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今年度については2回ということで、先ほど申し上げましたように、地区の説明会終了時点で3月中にもう一度実施ということで、大体各地区の説明が終わりまして、人・農地プランの原案ができた段階ということで、やはり年2回程度で大丈夫なのかなと。前期、後期の就農給付金の支給もございますので、それに間に合うようにという形で考えると、年2回で何とかなると。

○小山栄治君

ありがとうございます。

続いて、③に行きます。人・農地プランの話し合いが行われている中から、本市としての課題はどういうことが見えてきているのか、お聞きいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

人・農地プランの原案を作成するために、各地域での話し合いを進めていく中で、取り上げられる地域農業の課題としては、農業者の高齢化が進んでいく、後継者不足、耕作しきれない農地が増えてしまうなどの意見で、多くの農業者の方が将来の地域の生産力が落ち込むことを懸念されております。こうした人と農地の問題を解決していくためには、地域ごとに課題をしっかりと見詰め直し、将来について具体的な話し合いを行いながら、農用地の集積や活性化に向けた取り組みを行う必要があることから、人・農地プランの策定について、さらに推進してまいりたいというふうに考えております。

○小山栄治君

人・農地プランは非常に大切なものなんですけれども、農地を持っている人に、人・農地プランというものが十分理解されていないような気がします。そこでですが、人・農地プランを、農地を持っている皆さんにどのように理解してもらう工夫をするのか、その辺につい

て、お伺いいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

理解が足りないということで、これにつきましては私どもの方の説明不足ということで、先般行われました、先ほどの基盤強化促進協議会委員さんの方からもそういうご意見が出ました。これについては私どもの方も十分、その辺が説明不足だということについては認識しております。先ほど申しましたように、これは1回で終わりにはできませんので、今後、人・農地プランの必要性、またここに載っていないいろいろな事業も受けられないというようなデメリットもございますので、この辺を十分説明しながら2回目の説明会が開けるようにして、より多くの方のご参加をいただきたいというふうに考えております。

○小山栄治君

しっかりと人・農地プランの大切さ、そういうものを伝えていただきたいと思います。

それでは次に、安全について、お伺いいたします。

昨年6月に道路交通法が一部改正されました。自転車は今まで歩道のない道路の左側にある路側帯と、右側にある路側帯のどちらも通行できましたけれども、改正後は左側の路側帯しか通行できなくなりました。右側にある路側帯を通行すると3カ月以下の懲役、または5万円以下の罰金となりますけれども。

そこでお伺いしたいと思います。道路交通法改正によって児童・生徒の自転車運転の指導はどのように行われているのか、お伺いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

昨年12月1日に道路交通法が改正され、自転車は道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければいけないことが明記されました。

平成25年度における市内児童・生徒の自転車による事故は、被害を受けた件数が14件、加害者になった件数はございません。被害を受けた全ての事案が、自動車との接触事故です。

児童・生徒に対する自転車の交通ルールについては、新学期に全ての小・中学校で、防災課主催の交通安全教室の中で実施、周知しております。また各学校においても、地区児童会や全校集会の中で、自転車の安全な乗り方について、指導を繰り返し行っております。児童・生徒の登下校時には教職員や保護者、地域の方々による見守りと交通安全指導を行っております。

一例としまして、二州小学校においては、千葉県自転車安全教育指導員である大野豊さんをはじめ、PTAや教育後援会などの方々が、4年生を対象とした自転車安全教室を約50年前から実施しております。今年度、その功績が認められ、学校安全ボランティア活動推進に係る文部科学大臣表彰を受賞いたしました。

教育委員会といたしましては、今後も学校や関係する団体と連携し、自転車による交通事故防止とともに、児童・生徒自身が加害者にならないよう、指導に努めてまいります。

○小山栄治君

ありがとうございます。

新学期に自転車講習を行っているということですが、道路交通法改正後、子どもたちに自転車運転の指導、そういうものは行われたのかどうか、お伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

道路法の改正に伴いまして左側の路側帯を通行するという事は、子どもたちに周知を徹底いたしましたけれども、改めて安全教室等の指導は行っておりません。4月以降、新学期に入りましたら、防災課の協力を得て、やりたいと思います

○小山栄治君

事故防止もありますけれども、ルールを守るということも非常に大切になってくると思います。私も警察の方へ行って、道路交通法の改正によって、自転車の走行についてのお話を聞きましたけれども、八街の道路形態によって、非常に難しいんですよね。道路、道路によって、通っていい場所、通ってはいけない場所が非常に難しいです。私も見て、ここは通っちゃいけないんですよとか、ここは通っていい。この場所は左側通行ですけども、左側と右側、両方通っても法律上はいいんですよとか。そのような、私はいろいろな説明を聞いたんですけども、非常に八街の道路を走っている中では難しいです。ですから紙で、左側通行になりましたよという説明だけではなくて、実際に道路で、この道路はどういう通行の仕方をするんだと、そういう細かいルールを教えていかないと。そういうルールを守るということは非常に大切だと思いますので、事故防止もありますけれども、ぜひ子どもたちに自転車の乗り方のルールをきちんと覚えてもらうということでも大切だと思いますので、ぜひ来年度、行っていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問、個人質問を行います。

長時間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

（延会 午後 4時36分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問